

度会町地域防災計画

風水害等対策編

度会町防災会議

目次

| | |
|------------------------------------|------------|
| 第1部 総則 | 1 |
| 第1章 計画の目的・方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的..... | 1 |
| 第2節 計画の方針..... | 1 |
| 第3節 防災ビジョン（風水害等対策編・震災対策編共通） | 2 |
| 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 | 4 |
| 第5節 町の概要..... | 10 |
| 第6節 被害の想定..... | 12 |
| 第2部 災害予防計画 | 101 |
| 第1章 地域防災力の向上 | 101 |
| 第1節 防災思想・防災知識の普及計画 | 101 |
| 第2節 防災訓練実施計画..... | 104 |
| 第3節 自主防災組織の育成・強化計画 | 106 |
| 第4節 ボランティア活動支援計画..... | 108 |
| 第5節 事業所の防災活動の促進計画..... | 110 |
| 第6節 備蓄資機材等の点検整備計画..... | 111 |
| 第7節 地域内資源活用計画..... | 111 |
| 第2章 災害応急対策への備え | 113 |
| 第1節 災害対策本部整備計画..... | 113 |
| 第2節 受援体制整備計画..... | 113 |
| 第3節 情報収集・連絡計画..... | 114 |
| 第4節 気象業務整備計画..... | 115 |
| 第5節 通信施設災害予防計画..... | 115 |
| 第6節 避難対策計画..... | 118 |
| 第7節 医療・救護計画..... | 121 |
| 第8節 緊急輸送計画..... | 123 |
| 第9節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画 | 123 |
| 第10節 宅地等災害予防計画..... | 125 |
| 第11節 防災営農計画..... | 126 |
| 第12節 砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策計画 | 127 |
| 第13節 森林保全計画..... | 129 |
| 第14節 治水計画..... | 129 |

| | | |
|------------|--------------------------|------------|
| 第15節 | 文教対策計画 | 130 |
| 第16節 | 火災予防計画 | 131 |
| 第17節 | 林野火災予防計画 | 133 |
| 第18節 | 危険物施設等災害予防計画 | 135 |
| 第19節 | 公害対策計画 | 136 |
| 第20節 | 老朽ため池等対策計画 | 137 |
| 第21節 | 避難行動要支援者対策 | 137 |
| 第3章 | 災害に強いまちづくり | 140 |
| 第1節 | まちの防災対策 | 140 |
| 第3部 | 災害応急対策計画 | 201 |
| 第1章 | 災害警戒期からの対策 | 201 |
| 第1節 | 活動体制 | 201 |
| 第2節 | 災害対策要員の確保 | 207 |
| 第3節 | 気象予報及び警報等の発表及び伝達活動 | 209 |
| 第4節 | 避難対策活動 | 215 |
| 第5節 | 消防救急活動 | 221 |
| 第6節 | 水防計画 | 224 |
| 第7節 | 流木の防止 | 228 |
| 第2章 | 応援要請等に関する計画 | 229 |
| 第1節 | 自衛隊災害派遣要請 | 229 |
| 第2節 | 県防災ヘリコプター活用計画 | 236 |
| 第3節 | 指定地方行政機関、県及び市町に対する応援要請計画 | 238 |
| 第3章 | 災害発生後の対策 | 240 |
| 第1節 | 被害情報収集・連絡活動 | 240 |
| 第2節 | 住民への広聴広報活動 | 245 |
| 第3節 | 通信運用計画 | 247 |
| 第4節 | ボランティアの受入体制 | 250 |
| 第5節 | 救助活動 | 252 |
| 第6節 | 医療・救護活動 | 253 |
| 第7節 | 災害警備活動 | 257 |
| 第8節 | 交通応急対策 | 258 |
| 第9節 | 危険物施設等応急対策 | 261 |
| 第10節 | 公共施設・ライフライン施設応急対策 | 262 |
| 第11節 | 障害物除去活動 | 264 |
| 第12節 | 緊急輸送活動 | 266 |
| 第13節 | 農林施設等災害応急対策 | 268 |

| | | |
|------------|---------------------|------------|
| 第14節 | 給水活動 | 270 |
| 第15節 | 食料供給活動 | 272 |
| 第16節 | 生活必需品等供給活動 | 274 |
| 第17節 | 防疫・保健衛生活動 | 276 |
| 第18節 | 清掃活動 | 278 |
| 第19節 | 遺体の搜索・処理・埋火葬 | 279 |
| 第20節 | 文教対策 | 282 |
| 第21節 | 住宅応急対策 | 285 |
| 第22節 | 災害救助法の適用 | 287 |
| 第23節 | 災害義援金・義援物資の受入・配分 | 289 |
| 第24節 | 航空機事故等、突発的災害に係る応急対策 | 289 |
| 第4部 | 災害復旧計画 | 301 |
| 第1章 | 復旧にかかる支援措置 | 301 |
| 第1節 | 公共施設災害復旧事業計画 | 301 |
| 第2節 | 財政金融計画 | 303 |
| 第3節 | 中小企業振興対策 | 306 |
| 第4節 | 農林業経営安定対策 | 306 |
| 第5節 | 被災者の生活確保 | 307 |
| 第6節 | 被災者生活再建支援制度 | 312 |

第1部 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、度会町防災会議が作成する計画であり、町の地域に係る災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とする。

次の大災害が発生した時、町内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関はもちろんのこと、町内の企業、団体等や住民の一人ひとりが着実に防災力を向上させておく。

第2節 計画の方針

第1項 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期するものとする。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図るものとする。

第2項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。従って、各防災関係機関は、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、関係事項についての計画修正案を度会町防災会議に提出するものとする。

第3項 計画の周知徹底及び住民の協力

この計画は、町的全職員及び関係公共的団体その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画内容を周知徹底させるとともに、この計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるものとする。また、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図るとともに、町内の企業、団体等や住民の一人ひとりが平素から防災に対する認識を深め、防災関係機関が実施する防災業務に協力し、着実に防災力を向上させておくものとする。

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

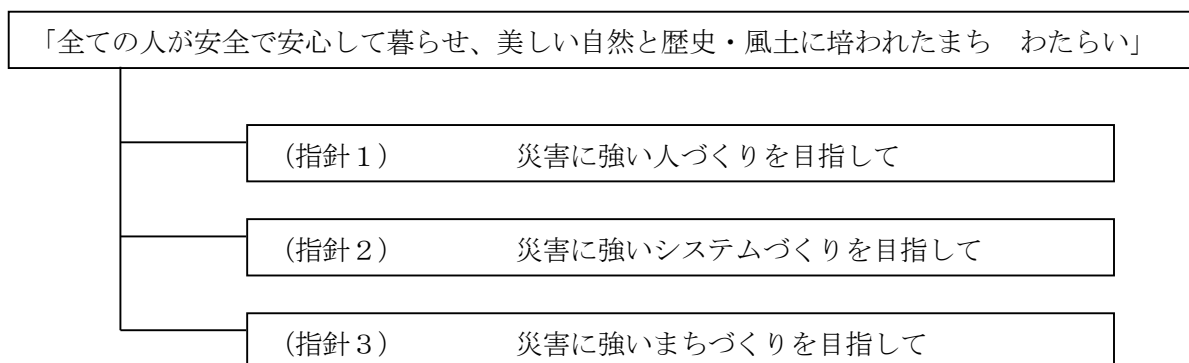
- (1) 基本法……災害対策基本法をいう。
- (2) 救助法……災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- (3) 町防災計画……度会町地域防災計画をいう。
- (4) 町災害対策本部……度会町災害対策本部をいう。
- (5) 県災害対策本部……三重県災害対策本部をいう。
- (6) 地方部……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- (7) 県水防本部……三重県県土整備部河川室に設置
- (8) 県水防支部……三重県水防本部の支部（伊勢建設事務所）をいう。
- (9) 防災関係機関……町、消防機関、県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (10) 地震予知情報等……東海地震等に関わる警戒宣言、地震予知情報の内容その他関連する情報をいう。
- (11) 判定会……気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- (12) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第3節 防災ビジョン（風水害等対策編・震災対策編共通）

第1項 計画の基本理念

本町の将来像を展望し、「全ての人が安全で安心して暮らせ、美しい自然と歴史・風土に培われたまち わたらい」を実現するため、次の3つの指針となる基本理念を定める。

（基本理念）



第2項 防災施策の大綱

近年、各地で大規模な地震被害を受け、台風や大雨による多くの災害が発生し、本町においても台風による被害を受け、あらためて防災対策に対する認識を深めている。このような経験を踏まえて、関係する制度の改革や災害に関する調査研究等に基づいて対策を検討し、計画の基本理念の具体化に向けて、住民と行政が一体となり取り組むことが望まれる。

基本理念（3つの指針）に対応して、防災施策の大綱を以下に示す。

1 災害に強い人づくりを目指して

災害時において、日常的な防災に対する心構えと対策が、最も大きな力となる。地域防災計画が有効に機能するためには、町と住民・地域団体・企業との協働が重要であり、日ごろの防災訓練・学習等を通じて、災害に強い人づくりを目指し、その実現を図る。

- (1) 防災教育・訓練による防災意識の高揚と災害時の行動力の強化
- (2) 自主防災組織の育成強化による地域、職場ごとの防災対策の推進
- (3) 町と住民・地域団体・企業との協働による防災訓練・学習等の推進

2 災害に強いシステムづくりを目指して

災害を未然に防ぎ、災害時の被害を最小限に抑えるため、本町の地域特性を踏まえた効果的な予防対策を進めるとともに、災害時においては、町災害対策本部を中心に、迅速な災害応急対策を行うことのできる災害に強いシステムづくりを進める。町内での体制強化を図るとともに、県及び他の防災関係機関等との連携・協力により、広域的な防災体制の整備を推進する。

- (1) 町並びに防災関係機関、住民の協力による災害予防計画の推進
- (2) 災害時に的確な情報収集・伝達を行える情報通信ネットワークの整備
- (3) 町災害対策本部を中心とした町職員の明確な役割分担と動員体制の整備
- (4) 災害時の行動や対策等を具体的に定めた行動指針（マニュアル）づくりの推進
- (5) 避難行動要支援者の安全確保対策の確立
- (6) 実効的な災害対策を推進するための協力・連携体制の構築

3 災害に強いまちづくりを目指して

本町は、宮川及び一之瀬川と傾斜地に挟まれた美しい自然環境を持つ地域であるが、河川と山地につながる傾斜地や谷部に位置していることから、水防及び土砂災害対策が重要となっている。また、災害時における集落の孤立や避難対策の必要性が高い地域である。そのため、建物や道路等公共施設の安全性の向上、避難誘導、ライフラインの確保、救助・救援活動等、地域ごとの課題や条件に応じた防災対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

- (1) 総合的な治水対策による水防及び土砂災害の防止
- (2) 地震に強い建物・公共施設の整備及び改善

- (3) まち(集落)の防災対策の推進
- (4) 防災空間(避難地、消防活動のための空地等)の整備と避難路の確保
- (5) 災害危険地域(過去浸水地、急傾斜地等)対策の推進

第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱

第1項 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

消防機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

3 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 警察

警察は、個人の生命、身体及び財産を災害から保護するため、犯罪の予防、鎮圧、被害者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

8 自衛隊

自衛隊は、要請に基づく災害派遣に応じ、防災活動を実施する。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、県、市町、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難勧告又は指示
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧対策の実施
- (18) 町内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防機関(伊勢市消防本部・伊勢市消防署度会出張所、度会町消防団)

- (1) 災害に対する予防、防御と拡大防止対策
- (2) 消防資機材の整備充実と訓練の実施
- (3) 災害時における人命救助対策

- (4) 災害時における危険物の災害防止対策

3 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の混乱防止、その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) その他災害発生の防御と被害拡大の防止のための措置

4 警察(伊勢警察署、棚橋警察官駐在所、麻加江警察官駐在所、脇出警察官駐在所)

- (1) 災害時における避難の指示、誘導及び救助
- (2) 災害時の治安、交通、犯罪の予防等の応急対策の実施
- (3) 被災情報の収集及び連絡

5 指定地方行政機関

- (1) 東海財務局津財務事務所
 - ア 災害復旧事業における職員の査定立会

- イ 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置
 - ウ 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置
 - エ 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整
 - オ 金融上の措置
- (2) 東海農政局津地域センター
- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省、農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
 - サ 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備
 - シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
- (3) 津地方気象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測とその成果の収集
 - イ 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報、特別警報並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達すると共に、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
 - ウ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。
 - エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。
 - オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (4) 中部地方整備局三重河川国道事務所
- ア 災害予防
 - (ア)所管施設の耐震性の確保
 - (イ)応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ)機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ)公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 情報の収集及び連絡

6 指定公共機関

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店

災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な移動通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行

- ア 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- ウ 被災通信回線の復旧順序に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(3) KDD I 株式会社中部支社三重支店・a u 三重支店

- ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害復旧措置

(4) 日本赤十字社三重県支部

- ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
- イ 災害救助等に関し各種団体又は個人がなす災害救助の連絡調整
- ウ 救援物資の配分
- エ 義援金の募集及び配分

(5) 日本放送協会津放送局

- ア 県民に対する防災知識の普及並びに各種予報及び警報等の報道による周知
- イ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(6) 中部電力株式会社三重支店

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携

- エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (7) 日本郵便株式会社(内城田郵便局、度会中川郵便局、小川郷郵便局、一之瀬郵便局)
- ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
 - エ 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便はがき等の寄附金の配分を行う。
- 7 指定地方公共機関
- (1) 三重県医師会
- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 三重交通株式会社
- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
 - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (3) 三重県トラック協会
- 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- (4) 三重県エルピーガス協会
- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- 8 自衛隊
- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 医療関係団体(伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会、三重県薬剤師会伊勢支部)
- 災害時における医療、助産等の救護活動
- (2) 伊勢地区交通安全協会度会支部
- ア 地域住民に対する避難誘導
 - イ 災害時における交通整理
- (3) 産業経済団体(伊勢農業協同組合、いせしま森林組合、町商工会、三重県建設業協会伊勢支部等)
- 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対

する協力

- (4) 文化、厚生、社会团体(日赤奉仕団、度会町社会福祉協議会、区・自治会等)
被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力
- (5) 危険物施設等の管理者
町等の防災関係機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
- (6) その他の機関及び施設の管理者
町災害対策本部長の要請による災害予防、災害応急対策、災害復旧への協力

第5節 町の概要

1 自然的条件

(1) 地勢

本町は、三重県の南東部、度会郡のほぼ中央に位置し、伊勢市を東に西は大紀町と大台町、北は国東山を境として玉城町と多気町に連なり、また、南は紀伊山系の分水嶺を境として南伊勢町と隣接する内陸地である。その面積は134.97km²に及び東西10.5km、南北18.5kmの広がりを持つ。大台ヶ原に源を発する宮川本流が町を西から東に貫流し、南島町境の連山から流れる一之瀬川が北東端の川口地内で宮川に合流し、伊勢湾へ注いでいる。

| 位 置 | | 全体面積 | 広 ぼ う | |
|------------|-----------|------------------------|---------|---------|
| 東 経 | 北 緯 | | 東 西 | 南 北 |
| 136 度 37 分 | 34 度 25 分 | 134.97 km ² | 10.5 km | 18.5 km |

(2) 地形・地質

県土を二分する中央構造線の南側に位置する本町においては、北部には広域変成作用を受けた黒色片岩などが見られ、南部には秩父古生層（砂石、石灰岩など海底堆積物）が分布する。これらの地層は、標高784mの釈迦岳をはじめ大きな起伏を持つ山岳群を形成している。

中央構造線以南の古生層山地を東流する宮川は、県内で河川延長の最も大きい縦谷であり、河床勾配の緩やかな本流に沿って幅広い谷底平野が源流部まで入り込んでいる。谷底平野は河川の最近の浸食の復活のため段丘化している。谷底には厚い砂礫の充填がみられず、むしろ未固結物資の被覆の薄い岩石段丘の基盤の上に集落が立地している。

また、これらの傾斜地や谷部では、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所318箇所が指定され、その一部が集落と重なり、河川に沿って走る単一の道路に頼る構造であるため、被害想定等に照らし、災害時の避難誘導や緊急輸送路の確保等の対策を進めることが課題である。

土砂災害危険箇所

| 土石流危険渓流 | | | | 急傾斜地崩壊危険箇所 | | | | 地すべり | 総計 |
|-----------|----|-----|-----|------------|----|-----|-----|------|-----|
| 危険渓流区分(注) | | | | 危険箇所区分(注) | | | | | |
| I | II | 準ずる | 計 | I | II | 準ずる | 計 | | |
| 47 | 23 | 45 | 115 | 60 | 65 | 76 | 201 | 2 | 318 |

(注) I・・・被害想定区域内に人家5戸以上(5戸未満であっても公共施設がある場合を含む。)

II・・・被害想定区域内に人家が1～4戸

準ずる・・・現在、被害想定区域内に人家は無いが、今後区域内に住宅等の新築の可能性がある。

(資料) 平成13年度点検/三重県

(3) 気候

温暖多雨な表日本型の東海式気候に属している。気温は年間を通じ比較的温暖で年間平均気温は15.6℃、積雪も年間1～2回程度と過ごしやすなものとなっている。また、台風等の通過などにより年間降雨量は3,000mmを越えることが多く、極めて降水量の多い地域となっている。

平成16年9月29日の豪雨をはじめ、河川沿いの広い地域で冠水した過去の災害時の経験から、本町における水防の重要性が認識される所であり、災害時の情報の伝達方法、警戒避難態勢の整備等の対策を進めることが課題である。

2 社会的条件

(1) 人口・世帯数

本町の人口は、昭和60年から平成12年までは緩やかな増加傾向にあったものの、平成12年の9,218人をピークに減少傾向に転じ、平成22年には8,691となっており、減少率が年々増加している。また、少子高齢化の傾向は顕著であり、昭和60年から平成22年にかけて年少人口は38.5%減少しているのに対して、高齢者人口は85.9%増となっている。

人口の高齢化と一部地域の過疎化が進み、一人暮らし、二人暮らし世帯が増加していることから、地区・集落ごとの災害対策や非常備消防団活動の強化等を進めることが課題である。

人口と世帯の推移

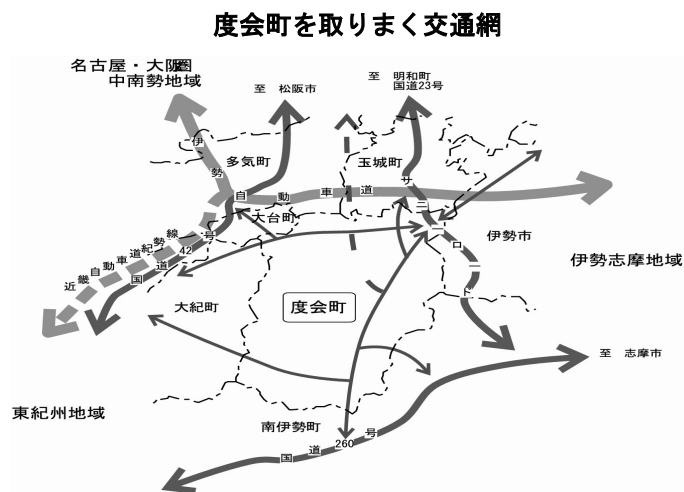
| 区 分 | | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口 (0～14歳) | 実数(人) | 1,897 | 1,759 | 1,569 | 1,457 | 1,289 | 1,166 |
| | 構成比(%) | 21.1 | 19.4 | 17.3 | 15.8 | 14.2 | 13.4 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 実数(人) | 5,827 | 5,873 | 5,793 | 5,711 | 5,538 | 5,160 |
| | 構成比(%) | 64.8 | 64.7 | 63.8 | 62.0 | 61.2 | 59.4 |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 実数(人) | 1,272 | 1,443 | 1,715 | 2,050 | 2,230 | 2,365 |
| | 構成比(%) | 14.1 | 15.9 | 18.9 | 22.2 | 24.6 | 27.2 |
| 総数(人口) | 実数(人) | 8,996 | 9,075 | 9,077 | 9,218 | 9,057 | 8,691 |
| 総数(世帯数) | 実数(人) | 2,039 | 2,102 | 2,247 | 2,408 | 2,547 | 2,605 |

(資料) 国勢調査

(2) 交通

本町の交通網は、宮川本流沿いに走る県道伊勢大宮線と一之瀬川に沿って走る県道伊勢南島線の両線が主要道路である。

国道や鉄道といった幹線交通がなく、広域的な交通体系に恵まれていないが、サニーロードや主要地方道の改良により、本町を通過する交通量は増加している。なかでも、玉城ICからサニーロードを經由し志摩方面の観光地へと向かうルートは、広域的な交通軸としての役割を担っているものの、これらと結ぶ地区内幹線道路は限られる。



3 過去の災害履歴

- (風水害) 昭和34年 9月26日 伊勢湾台風 (台風15号)
- 昭和49年 7月7日 七夕台風 (台風8号)
- 昭和52年 9月8日～10日 前線と台風9号による大雨
- 昭和57年 8月3日 集中豪雨
- 平成2年 9月14日～20日 秋雨前線及び台風9号による豪雨
- 平成2年 9月30日～10月1日 台風20号
- 平成3年 9月18日～20日 秋雨前線及び台風18号による豪雨
- 平成16年 9月29日 台風21号
- 平成23年 9月14日 台風21号

資料編 度会町災害履歴

- (地震) 昭和19年12月 7日 東南海地震 M=8.3
- 昭和21年12月21日 南海地震 M=8.1

第6節 被害の想定

1 風水害の想定

本町の災害履歴からみても発生頻度の高い災害は、梅雨前線等による豪雨及び台風による風水害等である。災害の種類としては、河川の浸水及び一部山くずれ等の被害を過去の浸水域等から想定し、計画を行うものとする。

資料編 平成16年台風21号による浸水域

第2部 災害予防計画

第1章 地域防災力の向上

第1節 防災思想・防災知識の普及計画

第1項 計画目標

- 住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。
- 災害に強い町土を支える人（住民、職員）をつくる。
- 減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図る。

第2項 対 策

1 住民に対する普及計画

「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに住民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々は助け合うという意識と行動が、被害を少なくする原点である。

そのため、住民が防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事で配布するとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努め、防災についての正しい知識、防災対応等について次の普及計画を実施する。

(1) 普及の内容

ア 防災の知識

- (ア) 防災関係機関等が講ずる防災応急対策及び災害応急対策
- (イ) 山崩れ、がけ崩れ危険地域等に関する知識
- (ウ) 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- (エ) 風水害に関する防災対策及び予想される被害等に関する知識
- (オ) 地震に関する防災教育及び東海地震、東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動・被害等に関する知識

イ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備

ウ 応急手当看護に関する知識

エ 災害時要援護者に関する対策、災害時要援護者に対する防災知識の普及

(2) 普及の方法

- ア 「土砂災害防災マップ」、広報紙、パンフレット等による普及
- イ ポスター、ビデオテープ及び報道機関の媒体を活用した普及
- ウ 火災予防運動、防災週間、危険物安全週間、救急の日、国民安全の日、みえ地震防災の日、防災とボランティア週間等各種キャンペーン実施による普及
- エ 各種団体に対する研修会、講演会等による社会教育活動及び資料の提供等を通じた普及

(3) 自動車運転者に対する啓発

町は、地震発生時において自動車運転者に次の事項について徹底を図る。

- ア 運転を中止するに当たっての注意事項
- イ 避難における車の使用禁止
- ウ 交通規制、交通整理に関する協力

(4) 相談窓口等

町は、それぞれの課において所管する事項について、住民の災害対策の相談に積極的に応ずるものとする。

2 児童生徒・園児に対する普及計画

町及び教育委員会は、園児・児童・生徒への防災知識の普及を図るため、教職員・保育士に対する研修及び教職員・保育士を通じ園児・児童・生徒に対する防災教育を行う。また、各保育所・学校は、地域コミュニティと連携した防災教育を行う。

(1) 教職員・保育士に対する研修

災害発生時の動員及び町災害対策本部、支部、保護者、PTAとの連携等、防災応急対策及び災害応急対策についての研修の実施

(2) 園児・児童・生徒に対する防災教育

教科、学級活動、学校行事等、教育活動全体を通じて防災の基礎的知識、災害が発生したときの対策等の防災教育の実施

(3) 地域コミュニティにおける防災教育

地域コミュニティごとの地域の実情に即した防災教育の実施及び消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練の実施

3 職員に対する防災教育

(1) 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

(2) 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、施設見学会等を随時実施し、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

- ア 各災害に対する防災知識

イ 過去の主な災害事例

(3) マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

4 個人備蓄の推進

災害発生に伴う水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により、飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されるため、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していくものとする。

5 広報の方法

- (1) 広報紙、ポスター、パンフレット、インターネット、回覧板等を利用し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。
- (2) 伊勢市消防本部と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等の映画、ビデオ、スライド等を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。
- (3) ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に、災害予防に関し特に必要な事項等については各種資料を提供し、普及について協力を依頼する。
- (4) 異常気象時等には随時防災行政無線の利用、広報車等による巡回を行い、防災知識の普及を図る。

6 避難行動要支援者に対する教育

- (1) 家具等の転倒防止や、たんすの引き出しは飛び出さないように工夫する。
- (2) 災害時に継続的に連絡を受けられるよう日頃より地域住民とつき合いを深めておく。特に、夜間における伝達方法、障害者の連絡のとり方等は、あらかじめ決めておくようにする。
- (3) 暖房器具等は、火災の発生しにくい器具を選択するようにする。

7 学校における防災教育

小学校・中学校を対象に、防災教室を開催し、主に次の事項について普及に努めるものとする。

- (1) 災害時における危険を察知し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断をし、自ら安全を確保するための行動がとれる教育を実施する。
- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる教育を実施する。
- (3) 地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できる教育を実施する。

8 企業防災の促進

企業従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

9 事業計画の策定

住民個人や家庭、地域、企業、防災関係団体等が連携し、日常的に減災のための行動等を推進するための行動計画の策定を行うものとする。

第2節 防災訓練実施計画

第1項 計画目標

- 災害時において、町、県、防災関係機関、住民、企業、ボランティア団体、近隣府県等が連携して防災活動を行えるよう、平常時から防災訓練を実施する。

第2項 対策

1 基礎訓練（各部）

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、土砂災害防災訓練その他の訓練を継続的に実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養うものとする。

なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

2 総合防災訓練

上記の基礎訓練を組み合わせ、町、国、消防機関、自衛隊、海上保安庁及びその他の防災関係機関や、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的、総合的な訓練を継続的に実施し、防災体制の強化に努めるものとする。

また、各訓練を実施するにあたっては、東日本大震災での課題に対応した訓練を実施するよう努めるものとする。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するためのもので主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画
- イ 災害応急対策用資機材及び救助物質等の緊急輸送対策
- ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等
- エ 災害対策本部の活動訓練等

(2) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう、防災技術の鍛練を図るためのものであり、訓練課題には次のものが挙げられる。

- ア 警報の伝達及び通信訓練
- イ 災害防御訓練
 - (ア) 大火災の消化訓練
 - (イ) 地震発生時の火災防御訓練 } (消防訓練)
- ウ 水害時の土のう積載訓練 (水防訓練)
- エ 避難訓練
- オ 救急・救助訓練
- カ 災害応急復旧訓練
 - (ア) 道路の交通確保訓練
 - (イ) 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
 - (ウ) 堤防の応急修復訓練
 - (エ) 通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
 - (オ) 防疫及び清掃等の訓練
 - (カ) 災害広報の訓練
 - (キ) その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

(3) 訓練方法

図上訓練、実地訓練について総合的に町防災会議が関与して行うものと、それぞれの災害防御責任者が責任をもって実施するものとふたとおりとする。

(4) 防災訓練の検証

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- ア 伝達方法、内容の確認点検
- イ 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- ウ 集合人員の確認点検
- エ その他必要事項の確認点検

(5) 住民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や企業、防災ボランティア・グループが主体となって実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、障がい者、高齢者等の避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

(6) 防災関係機関との連携

防災訓練については、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関と連携し実施する。

第3節 自主防災組織の育成・強化計画

第1項 計画目標

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位等で自主防災組織の育成・強化を推進する。

第2項 対策

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 自主防災組織には、町の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。

- (2) 自主防災組織の活動内容

防災計画においては、おおむね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定めるものとする。

- ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災予防計画の策定
- (ウ) 組織の編成及び任務分担
- (エ) 自主防災訓練の実施
- (オ) 資機材等の点検、整備

- イ 災害時の活動

- (ア) 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- (イ) 火災発生時における初期消火
- (ウ) 被災者の救出・救護
- (エ) 避難行動要支援者の避難誘導
- (オ) その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動協力

- (3) 自主防災組織の組織化及び組織のネットワーク化を推進するとともに、組織の活性化の促進及び防災資機材の整備について助成するなど積極的な育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (4) 町は、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、管内自主防災組織の名簿等を整備し、相互に連絡が取り合える体制を構築するよう努めるものとする。

- (5) 自主防災組織の現況

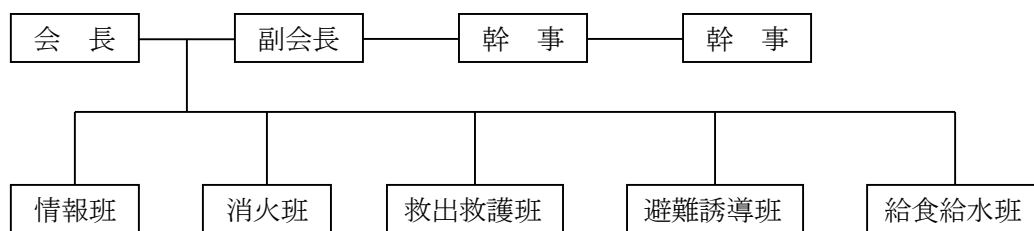
各自治区単位で次のとおり自主防災会を組織した。

- ・注連指区自主防災会
- ・田口区自主防災会
- ・麻加江区自主防災会
- ・坂井区自主防災会
- ・長原区自主防災会

- ・立花区自主防災会
- ・鮎川区自主防災会
- ・立岡区自主防災会
- ・大久保区自主防災会
- ・平生区自主防災会
- ・牧戸区自主防災会
- ・棚橋区自主防災会
- ・大野木区自主防災会
- ・葛原区自主防災会
- ・下久具区自主防災会
- ・上久具区自主防災会
- ・田間区自主防災会
- ・当津区自主防災会
- ・茶屋広区自主防災会
- ・川口区自主防災会
- ・栗原区自主防災会
- ・中之郷区自主防災会
- ・日向区自主防災会
- ・五ヶ町区自主防災会
- ・小川区自主防災会
- ・火打石区自主防災会
- ・駒ヶ野区自主防災会
- ・小萩区自主防災会
- ・柳区自主防災会
- ・市場区自主防災会
- ・脇出区自主防災会
- ・和井野区自主防災会
- ・南中村区自主防災会
- ・川上区自主防災会
- ・宮ノ西自治会自主防災会
- ・度会団地自治会自主防災会

(6) 自主防災会の組織

自主防災隊組織図



(7) 事業所の自衛消防組織の設置

町は、事業所の自衛消防組織の設置を推進するとともに、設置された自衛消防組織等に対する指導の充実を図り、地域の自主防災組織との連携により、事業所、区・自治会、住民等が一体となった自主防災体制の確立に努めるものとする。

第4節 ボランティア活動支援計画

第1項 計画目標

- 災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。
- 行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、町は、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、町関係各部と度会町社会福祉協議会をはじめとした災害救援関係のボランティア団体、NPO 等との連携を図り、災害ボランティアセンター等の立ち上げや運営に関する活動環境の整備について関係者と検討する。

活動拠点については、災害ボランティアの参集受付場所としての機能や受入活動配備を可能とする現地本部機能を備えた、町全域を統括する「度会町災害ボランティアセンター」を設置するため、あらかじめ関係者(度会町社会福祉協会等)と協議し、事前に公共施設を中心に活動拠点を選定しておくものとする。

2 人材等の育成

- (1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。
- (2) 災害救援ボランティアの育成、研修への支援を行っていく。
- (3) 県と連携し、災害救援ボランティア活動を支援するボランティア・コーディネーターの育成・研修等を行い、組織化を促進する。
- (4) 実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から行政、ボランティア関係機関、

災害救援ボランティア・グループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

4 防災ボランティアの登録

- (1) 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。
- (2) 災害時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加も検討を行う。

5 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動内容は、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障害者等の介護
- エ 応急危険度判定
- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線による通信
- ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 避難所等における炊き出し清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資機材の仕分け・配給
- オ 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- エ ボランティアの受入業務

6 ボランティア対応マニュアルの策定

受入窓口となる度会町社会福祉協議会は、ボランティアの組織化、情報ネットワーク体制整備など、災害時の具体的な対応マニュアルを策定し、ボランティア活動支援体制づくりを推進する。

第5節 事業所の防災活動の促進計画

第1項 計画目標

- 各事業所における、顧客・従業員の安全確保等、防災対策の推進を図る。
- 事業所と地域住民及び地域におけるさまざまな団体との連携強化を図る。

第2項 対策

1 各事業所における防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援する。

また、大規模災害においても町内の経済活動が停滞することのないよう、事業所の事業継続計画（BCP）の策定を推進するための情報提供等を進めるとともに、条件整備を行うものとする。

<支援の内容>

- ・事業所向け研修会の開催
- ・表彰等、優良取組の評価、防災取組事例の紹介
- ・事業所防災力診断の実施
- ・商工会議所、商工会等事業所が所属する団体との連携による支援

2 地域との連携の促進

地域の一員として、平常時から地域住民や地域におけるさまざまな団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出・救助活動が可能となる、防災力を高めるための支援を行う。

<地域との連携の例>

- 地域の住民や地域におけるさまざまな団体との協働関係の構築
 - ・地域住民との合同防災訓練等、防災活動の実施、参加
- 災害発生時の人的資源、物的資源、ノウハウの地域への提供等地域貢献
 - ・住民の救援・救護、消火活動、避難誘導、避難所運営
 - ・避難場所、資機材・物資置き場の提供
 - ・自社製品の提供、備蓄品・資機材の提供

3 事業所等の自衛消防組織の設置

事業所の自衛消防組織の設置を推進し、さらに指導体制を充実するものとする。

第6節 備蓄資機材等の点検整備計画

第1項 計画目標

- 災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に迅速に活用できるよう整備する。

第2項 対策

1 点検責任者と点検時期

| 備蓄資機材 | 点検責任者 | 点検時期 |
|------------------|----------|-------------------|
| 防災資機材 | 防災担当課長 | 4月・7月・10月・1月の各月上旬 |
| 防災行政無線 | 防災担当課長 | 〃 |
| 災害応急対策等に必要な土木資機材 | 公共土木担当課長 | 〃 |
| 〃 給水用資機材 | 簡易水道担当課長 | 〃 |
| 救急用医薬品 | 医療担当課長 | 〃 |
| 防疫用資機材 | 保健衛生担当課長 | 7月・12月 |
| 非常電源 | 施設担当課長 | 毎月1回 |

2 点検計画

点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう備蓄計画を作成し、整備充実に努めるものとする。

3 備蓄資機材等現況報告

点検責任者は、資機材等の現況を点検の都度、その現状を町長に報告するものとする。

4 資機材等の備蓄計画

災害時、緊急に対応するための資機材等の備蓄は、備蓄方法、場所等について、各種災害被害想定調査等に基づく数量等を把握し、備蓄計画を立て整備する。町における備蓄計画は、住民の3日間分の備蓄意識の高揚と併せ立案し、実効性を高めていく。特に、資機材等の整備に当たっては、避難行動要支援者対策に留意する。

第7節 地域内資源活用計画

第1項 計画目標

- 町は、大規模災害時における行政の対応には限界があり、外部からの救援が遅れる可能性があることから、地域の自主防災機能を高めて地域内資源を有効に活用し、地域的な孤立化に対応できる体制を構築しておく。

第2項 地域内資源動員に向けての協力体制等の構築

1 近隣市町との協力体制

近隣市町とは、生活圏のつながりを踏まえ、平常時から協議するとともに、必要な事項についての協定の締結など、災害時の協力体制を構築しておく。

2 自主防災組織の育成・強化

「第2部 第1章 第3節自主防災組織の育成・強化計画」による。

3 災害救援ボランティアとの連携

災害時におけるボランティアとの協力関係を確保するため、平常時からその環境整備等に努める。（「第2部 第1章 第4節ボランティア活動支援計画」を参照）。

4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる協力体制の構築に努める。

5 空中輸送対策

空中輸送の確保を図るために、県に対する防災ヘリコプターの運行要請等について、町担当課職員に周知を図るとともに、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「ヘリポート」という。）の選定等を行う。

6 観光客・帰宅困難者対策

「第2部 第2章 第6節 避難対策計画」による。

第2章 災害応急対策への備え

第1節 災害対策本部整備計画

第1項 計画目標

- 災害対策活動の中核となる町災対本部の施設・設備について、安全性の確保及び各種設備の整備を図る。

第2項 対策

1 災害対策本部体制

町災害対策本部（町役場）及び各支部（麻加江生活改善センター、中之郷生活改善センター、一之瀬公民館）による機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制整備を図る。

2 災害対策本部の設置及び設備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の浸水対策、自家発電設備等の整備による代替エネルギー、衛星携帯電話の確保などの整備を進めておくものとする。

3 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・機材等が必要なほか、災害対策本部職員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、計画的に必要な量の備蓄に努めるものとする。

4 災害対策本部機能の代替施設の整備

大規模災害発生時、庁舎等主要施設が損壊した場合に災害対策活動に支障をきたすことがないよう、災害対策本部機能を有する代替施設の整備に努めるものとする。

5 報道用スペースの設置

住民等に対する迅速かつ的確な情報伝達を可能とするよう、災害対策本部に隣接した場所に報道用スペースの設置を検討するものとする。

第2節 受援体制整備計画

第1項 計画目標

- 発災時に備え、自衛隊や警察、消防をはじめとした関係機関の応援を受け入れるための体制を整備する。

第2項 対策

1 自衛隊、警察及び消防機関等との連携体制

計画の調整を図るなど平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう情報連絡体制の充実、共同の防災訓練等を実施し、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や警察、消防機関等との連携を深める。

2 受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察、消防、自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受け入れに必要な対策について検討、実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第3節 情報収集・連絡計画

第1項 計画目標

- 災害時に、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- 被災者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できる体制を整備する。

第2項 対策

1 情報収集・連絡手段の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町災対本部各部、各地方部及び防災関係機関相互、または所管する業務における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割、責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日でも対応できる体制の整備を図る。

(2) 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、早い段階で共通のシステムに集約できるよう努める。

(3) 多様な情報収集手段の整備

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ、監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員の指定を検討するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の分析・整理

長期的な計画により、収集した情報を分析整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の

意見を活用できる体制を構築するよう努める。

また、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、集めた情報を防災対策に活かすよう努める。

3 被災者等への情報伝達

被災者等に必要な情報が確実に伝達・共有されるよう、役割・責任等の明確化に努め、特に、避難行動要支援者、災害により孤立化している地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、放送事業者等の協力を得て、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害用伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

さらに、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第4節 気象業務整備計画

第1項 計画目標

- 気象通報組織及び気象観測施設を整備し、関係機関相互の連絡体制強化に努める。

第2項 対策

1 実施責任

気象情報の収集は、総務課において実施する。

2 気象情報収集方法

町内には、国・県など関係機関が設置した観測施設（雨量計・水位計）があり、これらの施設からの気象情報の迅速な伝達と、明確な情報を把握することに加え、土砂災害情報相互通報システム・山崩れ（地すべり）発生予知監視システムの活用を努め、更に、災害に関する予警報等の伝達徹底を図るため、県や防災関係機関との協力、連携や非常無線通信の利用等により、その円滑化を期する。

第5節 通信施設災害予防計画

第1項 計画目標

- 災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、多様な通信手段の整備に努める。
- 通信施設の安全性を確保するために、非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、浸水の恐れのない場所への設置等必要な予防措置を講じる。

第2項 対策

1 災害無線通信体制の充実・強化及び多様な通信手段の整備

本町において利用可能な以下の通信及び放送施設の充実・強化を図るとともに、万一これらに被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

なお、老朽施設の整備等施設の拡充に努めるとともに、東日本大震災を受けて、防災行政無線等の総点検を実施し、今後の対策のもととする。

(1) 県防災行政無線

県と市町及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、衛星通信と地上系通信を併用した無線通信施設の整備を行い、運用している。

(2) 町防災行政無線

町は、移動系及び同報系の防災行政無線を整備しており、災害発生時における情報の収集又は住民への情報の伝達手段として、最も期待されるところである。このため、日常の運用方法の指導と併せて、災害発生時における通信体制の確立等についても、定期的に訓練を実施し万全を期する。

資料編 移動系及び同報系の防災行政無線の現況

(3) 消防・救急無線施設

無線設備については、伊勢市消防署度会出張所及び消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

(4) アマチュア無線

町内においてもアマチュア無線局を開局している人々による災害時の協力を依頼する。

(5) 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、町の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

(6) その他通信等

マスメディアによる広報、電子メールやインターネットの活用による情報発信・収集を行う。

2 避難行動要支援者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図るものとする。

3 通信設備の優先利用

(1) 優先利用の手続き

通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

4 情報の収集・伝達体制の整備

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析の向上を図るなど、情報伝達体制の整備に努める。

また、防災行政無線に加え、ケーブルテレビ、町ホームページ、携帯メールなどにより、多様な情報伝達手段により、町民・企業等へ災害情報の提供に努める。

5 災害無線通信体制の充実強化

災害に関する予報、警報及び災害時における各種情報の収集、災害応急対策上必要な事項についての指示、伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信施設の有効適切な利用によって、通信体制の強化を図る。

(1) 通信連絡の方法 通信連絡の方法は、概ね次により行うものとする。

ア 優先電話による通信

災害時の混乱を避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一化を図る。

イ 防災行政無線による通信

防災行政無線の運用は、度会町防災用行政無線の設置及び管理に関する条例に基づき実施するものとする。

6 電信電話施設

(1) 西日本電信電話株式会社の災害予防計画

ア 電気通信設備等の高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

(ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

(イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

(ウ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

イ 電気通信システムの高信頼化

西日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

(ア) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置すること。

(ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。

(エ) 通信ケーブルの地中化を推進すること。

(オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

(カ) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

西日本電信電話株式会社は、電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

エ 災害時措置計画

西日本電信電話株式会社は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

(2) 移動通信事業者の災害予防計画

災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進するものとする。

ア 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ

(ア) 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じる。

(イ) 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、又は可搬型発動発電機等を確保する。

イ その他の移動通信事業者

株式会社KDDI、ソフトバンクモバイル株式会社等についても、同様の措置を講じるものとする。

第6節 避難対策計画

第1項 計画目標

- 住民を安全に避難させるための、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備する。
- これらの施設を住民に周知する。

第2項 対策

1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

町は、災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所又は指定避難所をあらかじめ指定しておくものとする。なお、指定にあたっては、他の防災関係機関と協議して定めておくものとする。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

資料編 避難場所及び応急給水場所

平成16年台風21号による浸水域

(1) 指定緊急避難場所等の留意事項

ア 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。

イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。

ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。

エ 洪水等による浸水のおそれのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地及び安全性、耐火性の建築物であること。

- オ 被災（浸水・延焼）の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所へ避難移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路の確保をしておくこと。
- ク 仮設テントの設置に配慮すること。

（2）指定避難所の留意事項

- ア 長期にわたる避難を想定しているので、指定避難所は寝起きするための学校施設、公民館等を選定すること。
また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図っておくこと。
- イ 飲料水、電源等の確保により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、新エネルギーを活用した発電設備その他の施設又は設備の整備を図るとともに、避難生活のための食料、毛布等を確保しておくこと。
- ウ 指定避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。
- エ 高齢者や障害者等避難行動要支援者に配慮した二次避難所（福祉避難所）の確保や、被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくこと。
- オ テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。
- カ 断水等によりトイレが使用できない場合に備え、仮設トイレを確保しておくこと。

2 指定緊急避難場所、避難路の整備

災害により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空気を避難場所として、また、それらの指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ道路等を整備していくものとする

3 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準の策定等

（1）避難準備情報の伝達体制の整備

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備（避難行動要支援者）情報」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(2) 避難勧告・指示及び避難準備情報の類型

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|--------|--|---|
| 避難準備情報 | 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告 | 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |

(3) 避難勧告・指示及び避難準備情報の基準等の策定

避難勧告・指示及び避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、町長不在時における避難勧告・指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を整備するように努める。

(4) 避難指示基準の策定等

避難勧告・指示を行う場合、状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

イ 収容避難

家屋が全壊半壊（全焼、半焼、流失）し、生活の拠点を失った場合。

ウ 避難勧告・指示の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、広報車等周知の手段、方法について整備し、万全を図るものとする。

4 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図るものとする。

5 浸水想定区域における避難体制の整備

洪水予報河川または避難判断水位（特別警戒水位）が指定された河川において、浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について当該浸水区域ごとに町地域防災計画に定めるものとする。（水防法第15条）

- (1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合、その施設の名称及び所在地
- (3) 上記(2)に該当する施設に対し、その利用者の円滑かつ迅速な避難を図るための洪水予報等の伝達方法

6 避難所運営体制の整備

地域住民が避難所を円滑に運営できるように、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進するものとする。

7 観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、観光関連団体等との連携を図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じるなど観光客の避難対策検討マニュアル等の策定を促進し、観光関連事業者等による避難誘導體制を検討する。

第7節 医療・救護計画

第1項 計画目標

- 大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる応急医療体制を整備する。
- 災害時に大量に必要となることが想定される医療品等を確保・調達する体制を整備する。

第2項 対策

1 初期医療体制の整備

(1) 医療救護班の出動体制

町及び防災関係機関は、伊勢地区医師会・伊勢地区歯科医師会・三重県薬剤師会伊勢支部等の医療関係団体の協力を得て医療救護班の出動体制の準備を行うことが必要であり、連絡体制、出動等についての連携体制を整備する。

(2) 自主救護体制の確立

現地医療活動場所を「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の手当て等を行うことから、町保健センター並びに町の実情に合わせた候補施設等を救護所として選定しておくとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援などについて防災訓練を行うなど、住民への周知を図っておくものとする。

2 後方医療体制等の整備

町及び防災関係機関は、災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、平素から県及び近隣の医療機関との連携体制を強化し、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び災害拠点病院、救急病院等の医療機関の役割分担の調整を図る。

また、発災時における医療機能の確保を図るため、医療機関の停電対策を促進する。

資料編 医療機関一覧

3 医薬品等の確保

町及び防災関係機関は、災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、これらの医薬品等を含め、災害時に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、三重県薬剤師会伊勢支部等と連携して調達に努める。

4 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、町の実情に合わせてあらかじめ候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

5 自主救護体制の確立

医療救護班等の編成、出動について伊勢地区医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

6 医療マンパワーの確保

伊勢地区医師会と連携するほか、潜在的な有資格者を看護協会等と連携して探し、本人の協力が可能かどうか確認する。

第8節 緊急輸送計画

第1項 計画目標

- 大規模災害の発生に備え、災害に対する安全性を考慮しつつ関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 緊急輸送ネットワークとして指定された拠点や道路について災害に強い施設を整備する。
- 災害時に必要となる食料、生活必需品等の物資の調達・供給体制の整備を図る。

第2項 対策

1 緊急輸送網の整備

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図るとともに、関係機関等に対する周知を徹底する。

2 ヘリポートの確保

ヘリポート候補地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努めるものとする。

3 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、道路の障害物除去、応急復興等に必要となる人員、資機材の確保等に努めるとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

4 物資調達・供給体制の整備

避難場所の位置を勘案した分散備蓄等について検討する。

5 住民への周知

消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

第9節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

第1項 計画目標

- 道路及び簡易水道、電気等の公共施設等の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い公共施設（代替性、多重化等）を整備する。
- 災害復旧に備える、地理情報システム（GIS）を活用したライフライン事業者の施設管理情報の一元化及び施設管理情報のバックアップ体制を整備する。

第2項 対策

1 道路

大規模災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所崩壊、埋め立地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊、橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定され、以下の災害予防対策を進める。

(1) 道路の点検・整備

道路管理者は、危険箇所の点検及び危険箇所での防護壁、防護網等の設置工事の実施をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検情報連絡体制の整備等により、災害の防止に努めるものとする。

(2) 橋梁の点検・整備

道路管理者は、パトロール等により橋梁に異常箇所を発見した場合は、防災補修工事が必要な箇所について早急に対策を講じる。

(3) 農林道

本町の農林道は、一部に生活道路としての性格も強く、農林道ゆえの地形的な要因からその落石及び崩壊の危険性が高いことから、町は、災害防止の観点からも危険箇所の点検、防除工事並びに台風襲来時における交通の遮断措置等、きめ細かい対策を推進していく。

(4) 道路情報の提供及び連絡体制整備

町は、県及び防災関係機関と連携し、道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示装置等により道路利用者への情報提供を行うとともに、相互の連絡体制を整備する。

2 簡易水道

町及び水道事業の管理者は、災害（地震）による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の安全（耐震）性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとする。

(1) 施設の安全（耐震）性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、「水道施設設計指針(2012、日本水道協会編)」や「水道施設耐震工法指針・解説(1997、日本水道協会編)」に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工とする。

また、施設の維持管理に際しては、「災害対策基本法」や「大規模地震対策特別措置法」に基づく「厚生省防災業務計画」(H8.1)、「水道事業等における地震対策について(通知)」(環水第3号、S55.1)、「水道の地震対策の強化について(通知)」(衛水第188号、H7.8)及び「水道の耐震化計画指針」(H9.1)等により施設整備を図るとともに、「水道維持管理指針(2006、日本水道協会編)」によって適切な保守点検による安全（耐震）性の確保に努める。

(2) 管理図書の整備

水道事業の管理者は、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の保管、整備を図る。

(3) 応援対策(応急給水・復旧)のための体制整備

水道事業の管理者は、水道施設の損壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給水用資機材及び応急復旧用資機材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

(4) 非常時の協力及び応援体制

ア 町は、三重県水道災害広域応援協定(H9.10.21締結)を活用することにより、飲料水の供給あるいは、水道施設の復旧等を図る。

イ 町は、非常時の施設の点検・応急復旧のための要員確保、災害(地震)被害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定(H15.7.1締結)を活用することにより、飲料水の供給あるいは、水道施設の復旧等を図る。さらに、町は、水道施設の復旧等が自ら実施困難な場合には、他府県の水道用水供給事業者間の災害応援覚書に基づき応援を要請する。

3 廃棄物処理施設

(1) 管理体制

町及び美化センター管理者は、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低限のユーティリティについて確保するものとする。

(2) 応援体制の整備

町は、震災による処理施設、資機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

県及び町は、災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

4 ライフライン関係機関との連絡体制の整備

町は、電気・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等について確認しておく。

第10節 宅地等災害予防計画

第1項 計画目標

- 宅地災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保に努めるとともに、大規模に被災した場合には、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

第2項 対策

1 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対

応できるよう体制を整備する。

2 今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策

宅地造成等規制法により、宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を未然に防止するため「宅地造成工事規制区域」を指定し、その区域内で行われる宅地造成工事について必要な規制を行う。

また、事業者に対し、宅地造成等規制法に定める技術基準を確実に履行させるとともに、違反造成の発見のため、常時パトロール体制の強化を図る。

3 既成危険住宅地に対する保全対策

老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁を抱える既成宅地の把握に努め、宅地防災パトロールを行い、土地所有者に対し、防災指導や法律に基づく勧告による改善指導を行う。また、擁壁等の改善に必要な資金について、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度の斡旋を行う。

4 被災宅地危険度判定士の養成及び事前準備

町長は、豪雨等による地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、関係団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会の実施に協力し、当該判定士の養成に努めるとともに、判定制度の住民への周知、判定に使用する機材の調達及び備蓄に努める。

また、町長は判定実施本部として活動する際に支援本部及び町災対本部と判定士との連絡調整にあたる被災宅地危険度判定コーディネーターの確保を行う。

第11節 防災営農計画

第1項 計画目標

- 災害時（病虫害を含む）における農作物等への被害を減少する。

第2項 対策

1 稲種子の確保

稲種子については、県農林水産事務所と連携を密にし、三重県米麦協会保管用の災害備蓄用稲種子のあっせん導入を受ける。

2 病虫害防除用農薬の確保

病虫害防除に備え農薬（殺菌剤及び殺虫剤）を伊勢農業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

3 農地の保全対策

防災営農技術の浸透、台風、晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて農業組合等の関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

4 防災営農技術の確立並びに普及

防災営農技術について、県と連携・協力して災害に対応した防災技術指針を確立し、これを関係機関及び農業団体等に示すとともに、研修会等を開催して普及を図る。

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- (1) 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- (2) 災害に耐え、被害を僅少にくい止めるための技術

5 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

災害時に多発を予想される家畜伝染病の調査を行うとともに、県等が行う家畜伝染病予防法の規定に基づく伝染病の発生予防・予察及びまん延防止のために必要な措置（検査、注射、消毒等）に協力し万全を期する。

第12節 砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策計画

第1項 計画目標

町は、県と連携して土石流、がけ崩れ、山崩れ等の土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれがある箇所について危険度が高い箇所から計画的に事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

第2項 対策

1 砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策

土砂災害の発生が予測される土砂災害警戒箇所については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、土砂災害警戒箇所における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させるように努めるなど、県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

(1) 土砂災害警戒箇所の把握及び住民への周知

ア 町は、県から危険箇所に係る資料の提供を受けるとともに、県に協力して土砂災害警戒箇所の現況を調査の上、土砂災害（特別）警戒区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

イ 町内における指定された土砂災害警戒箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性についてハザードマップ等により周知するよう努める。

(2) 土砂災害警戒箇所の災害防止対策

ア 土石流対策

- (ア) 砂防指定を要する箇所の指定促進
- (イ) 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
- (ウ) 開発等に係る行為の制限等、指定地内の管理

イ 急傾斜地崩壊対策

危険箇所の警戒区域指定の促進を図るとともに、緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請する。

(3) 土砂災害警戒箇所における警戒避難体制

町は、土砂災害危険箇所における警戒避難体制に関する次の事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるための必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ配布等の必要な措置を講じなければならない。また、避難行動要支援者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

ア 避難所の設置

イ 避難勧告及び指示等の時期決定方法

ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法

エ 避難誘導責任者

オ 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知

カ 崩落危険箇所の把握

キ 崩落危険箇所のパトロール

ク その他必要事項

2 土砂災害警戒箇所における土砂災害関連情報の収集

気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術助言を求めるための情報収集体制を構築するものとする。

3 土砂災害警戒箇所における判定基準の設定

(1) 土砂災害情報相互通報システムの活用

災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民と行政とが土砂災害関連情報を交換することにより、警戒避難体制を強化し、住民の生命や身体の安全を早期に確保することが可能となる。このため、警戒避難の判断に土砂災害情報相互通報システムを活用する。

(2) 判定基準の設定

収集した土砂災害関連情報及び土砂災害情報相互通報システムの情報に基づき、避難勧告等を発令するための基準設定を定めるよう努めるものとする。

4 宅地災害の防止対策

(1) 宅地防災月間の設定

町は、県と連携して梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じるため、5月及び9月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施行区域内を中心に巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民への周知に努める。

(2) 宅地防災工事の貸付制度の活用

町は、県と連携して改善を必要とする宅地については、住宅金融公庫による貸付制度の周知及び指導に努める。

- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進
土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努める。

5 被災宅地危険度判定体制

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、その区域において災害（地震）により多くの宅地が被災し、被災宅地危険度判定を実施するに当たり、判定方法、判定技術者の権限、身分証明、派遣要請等について、行政庁間（国、県、町）で相互に緊密な連携を取れるよう体制整備に努める。

(2) 被災宅地危険度判定調整員の養成

被災宅地危険度判定の実施は、町災害対策本部内に判定実施本部を設置し、その旨を県に報告するとともに判定士の派遣を県に要請することになるが、町は、判定実施本部等と判定士との連絡調整に当たる被災宅地危険度判定調整員の役割を担う町担当職員の養成に努める。

第13節 森林保全計画

第1項 計画目標

- 本町の森林は、多数の山地災害危険地や土石流を発生させるおそれのある溪流をもっていることから、町は、県と連携して土砂流出、山地災害等を防止する。

第2項 対策

1 山地災害危険地区

町は、県及び関係機関の協力を得て、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区として指定されている山地災害危険地区を把握し、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

2 治山対策

「第2部 第2章 第12節砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策計画」に準ずる。

3 山地災害危険地区住民に対する周知及び警戒避難体制

「第2部 第2章 第6節避難対策計画」に準ずる。

第14節 治水計画

第1項 計画目標

- 町、県及び関係機関は、大雨・台風時のみならず地震に伴う河川における被害など、治水対策及び浸水想定区域に対する対策を実施するものとする。

第2項 対策

1 治水対策

- (1) 町は、一級河川における県の河川改修事業等の導入を図り、準用・普通河川についても上流部の荒廃発生源対策及び老朽橋の架け替え等を考慮しながら、総合的な河川水害予防対策の実施を国、県に対して働きかけるものとする。
- (2) 町は、町内各河川の改修事業において、過去水害による浸水域を考慮し、防災対策上緊急度が高いものから改修工事を進めていく。

2 浸水想定区域対策

- (1) 町は、過去水害による浸水域を公表することにより、洪水に係る危険性と事前対策を住民に周知するよう努める。

資料編 平成16年台風21号による浸水域

第15節 文教対策計画

第1項 計画目標

- 災害発生時における児童生徒・園児の安全を確保する。

第2項 対策

1 防災上必要な組織の整備・安全教育

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、保育所及び学校では平素から災害に備え教職員・保育士の任務の分担及び相互の連携等についての組織を整備すること。また、園児・児童・生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに防災思想の普及に努める。

2 防災上必要な計画及び訓練

教職員・保育士及び園児・児童・生徒の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう学校・保育所防災マニュアルを作成し、その訓練に努めること。

3 登下校時の安全確保

登下校時の園児・児童・生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、園児・児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員・保育士、園児・児童・生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

4 施設等の予防

学校及び保育所の施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

5 被害防止対策

文化財の被害を未然に防止、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は、文化財の所有者及び管理者、管理団体に次の点に留意して保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

留意点：防災組織の設置・充実、防止施設の整備、防災知識の普及と訓練の実施、文化財の日常的な点検その他必要な防災対策の施行

第16節 火災予防計画

第1項 計画目標

- 災害時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底する。

第2項 対策

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、町は、県と一体となり、関係機関、団体の協力のもとに春秋2回火災予防運動を実施する。

(2) 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）については、その選任を徹底させる。

また、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

(3) 住宅防火対策の推進

町は、一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、住宅用火災警報器の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

(4) 立入検査指導の強化

町は、伊勢市消防本部と一体となって常に町区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、計画的に予防査察を行うものとする。また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

(5) 建築物の不燃化

建築物の耐火構造化及び内装材の防災化を促進するため、次の施設の推進を図る。

- ア 都市再開発法に基づく市街地再開発事業による不燃化対策
- イ 都市構造再編促進事業制度要綱に基づく都市防災構造化推進事業による不燃化対策
- ウ 消防法第7条の規定による消防同意制度の効果的な運用
- エ 旅館、病院等の防火対象物の内装材は、消防法第8条の3に規定する防災物品を使用

(6) 消防力の強化

ア 公設消防力の強化

次により町の消防力の強化に努める。

(ア) 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」に適合するように、伊勢市消防本部への委託による広域消防力の強化と、消防団の組織の強化及び団員の資質の向上を図る。また、消防施設の整備についても、「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の充実を図る。

(イ) 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設及び火災通報施設等の整備充実を図る。

イ 自衛消防力の強化育成

(ア) 建築物の高層化及び内装材への石油製品の使用等に伴い、火災における濃煙、有毒ガスの発生等の危険が高まっているので、消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底と結び付けて、火災に対する初期消防体制の万全を期す。

(イ) 災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備するものとする。

2 初期消火体制の整備

火災を早い時期に発見し、短時間で消火するなど迅速かつ効果的に活動し、被害を最小限に食い止めることが初期消火の目的である。

そのため自主防災組織、事業所においては自衛消防組織等の活動を通して初期消火活動時の体制等、指導強化に努めるとともにそれぞれの組織の連携を図る。

3 特定防火対象物等火災予防対策

(1) 特定防火対象物

ア 防火管理者制度の効果的な運用

町は、消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行わせる。

イ 立入検査指導の強化

消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

ウ 表示、公表制度の実施

消防機関は、旅館、ホテル等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全体制の重要性にかんがみ、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化

及び消防用設備等の設置を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の表示を行う。

(2) 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備保守管理業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。また、国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

(3) 文化財

指定文化財については、収蔵庫、消火栓等防災施設設備を完備するとともに防火訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

(4) 倉庫

倉庫火災の予防対策については、毒劇物や特殊可燃物等の保管状態の把握に努めるとともに、管理者に対して消防用設備等の整備等防火体制の強化を図らせる。

第17節 林野火災予防計画

第1項 計画目標

- 林野火災を防止する

第2項 対策

1 林野火災消防計画の確立

町は、県及び防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立に努めるものとする。

林野火災消防計画には、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画するものとする。

(1) 特別警戒実施計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防護鎮圧計画

効率的な消火を行うため、業務分担を明確にし、周知徹底する。

(3) 資機材整備計画

チェンソー、消火薬剤等消火資機材の拡充を図る。

(4) 啓発運動の推進計画

予防週間等の強化により、山林所有者、従事者、その他遊山等入山者に周知徹底を図る。

(5) 防災訓練の実施計画

地理、水利の状況等を把握し、即応体制の訓練等を行う。

2 森林所有（管理）者への指導

(1) 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行うものとする。

ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地に防火樹の導入

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 事業地の防火措置の明確化

エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化

カ 林野火災対策用資機材の整備

3 監視体制の確立

町は、県と一体となって、林野火災防止のため、森林保全推進員、県行造林巡視者等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発表時においては、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を徹底する等万全の対策を推進するものとする。

4 防災思想の普及

町は、関係機関の協力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及啓発を図るものとする。なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。

5 山林、原野等における喫煙の制限

火災が発生するおそれが大であると認める山林、原野等の場所については、区域を指定のうえ喫煙を制限することとする。

6 空中消火

林野火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、町は、防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動を実施することとしている。また、三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）、三重県防災対策部三重県備蓄倉庫（津市東古河町36）に保管する消火用資機材を、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき貸出しを受け林野火災対策に万全を期することとしている。

第18節 危険物施設等災害予防計画

第1項 計画目標

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の事故等による災害の発生及び拡大の防止に努める。

第2項 対策

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

(1) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ路上取締りを実施し運転者への直接指導を行う。

(2) 保安教育の実施

消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

2 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等の把握及び火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制を確立する。また、移動タンク貯蔵所の管理者は、運搬時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ運搬経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは、必要に応じ教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

3 LPガス災害予防対策

LPガス（以下「ガス」という。）は、町全域で消費されていることから、ガス災害を防止し公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者及び取扱者（以下「ガス事業者等」という。）並びにガス消費者の保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期する。

(1) 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域ごとの保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

(2) 資料の提供

ガス販売事業者は、必要に応じ町、消防機関、警察署及び道路管理者に対しLPガス供給施設（以下「ガス供給施設」という。）等の資料を提供する。

(3) ガス供給施設の安全対策

ア ガス事業者等は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。

イ ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。

ウ ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。

エ ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

(4) ガス消費者に対する啓発

防災関係機関、ガス事業者等は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため、必要な啓発を行う。

第19節 公害対策計画

第1項 計画目標

- 自然現象または人為的な原因により、各種貯蔵施設、ばい煙発生施設、排水施設等に災害が発生した場合に被害の拡大防止に努める。

第2項 対策

1 ばい煙発生施設又は指定施設

(1) 災害発生した場合には、県関係職員を現地に派遣依頼して、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設の被害の状況の把握に努めるものとする。

(2) 災害発生により、各種貯蔵施設又はばい煙発生施設、指定施設に事故が生じた場合には、県を通じその設置者に対し、緊急防災対策をとるよう命ずるとともに、設置者は県、関係機関に報告し、指示を受けるなど関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 排水施設又は特定施設

- (1) 災害の発生に伴う事業場等からの有害物質の汚水又は廃液の流出等に対応するため、災害発生の場合には県関係職員を現地に派遣依頼し、排水施設又は特定施設の被害状況の把握に努めるものとする。
- (2) 排水施設又は特定施設に事故が生じたときは、その設置者に対し、緊急防災措置をとるよう命ずるとともに、設置者は県、関係機関に報告し、指示を受けるなど、関係住民の健康の保護と生活環境の保全に必要な措置を講ずるものとする。

第20節 老朽ため池等対策計画

第1項 計画目標

- 町内のため池のほとんどが200～300年も前に築造されたものであり、堤体からの漏水も見受けられ決壊の危険性を有しているため、町は、ため池氾濫を防止する対策を講ずる。

第2項 対策

1 農地の保全対策

町は、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進する。

2 たん水防除対策

町は、町内各河川の改修事業において、農地の解消を図りながら災害の防止に努めるものとする。

3 老朽ため池対策

町は、ため池一斉点検の判定結果に基づき、優先度の高いものから改修工事を進めていく。
資料編 老朽ため池

第21節 避難行動要支援者対策

第1項 計画目標

- 高齢者、乳幼児や妊婦、身体障害者、知的障害者、精神障害者、傷病者、日本語を十分理解できない外国人は、災害時に自らが適切な行動がとりにくいため被害を受けやすい。町は、これらの災害時要援護者避難行動要支援者の安全確保のため、より一層の対策に努めるものとする。

第2項 対策

災害発生時には、高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者が被害を受ける場合が多い。このため、町、社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡

体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者名簿の作成

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ア 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
- イ 本人等から申し出のあったもの
- ウ 以外で町長が必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿情報

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 血液型
- キ 本人の生活・身体状況、家族等の情報、医療情報
- ク 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防団
- イ 警察
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災会

(4) 名簿に掲載する個人情報の入手

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(5) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(6) 名簿提供における情報の管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

2 避難行動要支援者に合わせた対策の実施

(1) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

災害時要援護者避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、それぞれに合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行うものとする。

(2) 施設、設備の整備

災害時要援護者避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、避難誘導等の施設、設備の導入及び普及、また避難地、避難路等の防災施設の整備を図るものとする。

(3) 地域ぐるみの体制づくり

災害発生時の、地域ぐるみで災害時要援護者避難行動要支援者の安全確保を図るための情報伝達、救助等のきめ細やかな体制づくりを進めるものとする。

- ア 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- イ 要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。
- ウ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。
- エ 収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。
- オ 避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図るものとする。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災対策

第1項 計画目標

- 町及び防災関係機関は、災害を未然に防ぎ、災害時の被害を最小限に抑えるため、地域住民の協力と理解を得て、まち（集落）全体の防災対策を推進するとともに、防災空間（避難地、防災活動のための空地等）の整備や避難路の確保等を進める。また、災害危険地域（過去浸水地、急傾斜地等）について町民に対する周知徹底を図るとともに、必要な対策を推進する。

第2項 対策

1 まち（集落）の防災対策の推進

- (1) 町は、まち（集落）の防災力の向上を図るため、地域住民の協力を得て、以下の対策を進める。
 - ア 建築物の不燃化や耐震性の向上
 - イ 避難場所に至る避難経路の安全確保対策の推進
 - ウ 倒壊する恐れのある建物・塀、看板・公告物・自動販売機等の改善
 - エ 防災上有効な緑地・樹木の保全
 - オ 一次避難が可能な空地の活用
- (2) 町は、避難地、避難施設を指定するとともに、建物の不燃化や耐震化による安全性の確保に努める。
- (3) 町は、地域の実情に対応して、消火栓、耐震性貯水槽等の消防用設備の整備を促進する。
- (4) 地域住民による水バケツ・消火器等の初期消火体制の充実を図る。
- (5) 町は、自主防災組織による実地防災訓練の実施や家族防災会議の促進を図り、災害時に備えての行動と対策についての啓発を進め、まち（集落）の防災力の強化を図る。

3 防災空間（避難地、防災活動のための空地等）の整備と避難路の確保

- (1) 町は、公園緑地、学校、コミュニティ施設等を活用した防災空間（避難地、防災活動のための空地等）の確保を進める。また、避難場所として活用するために必要な環境整備を進める。
- (2) 密集市街地における狭あい道路で避難路として位置づけられるものについては、有効なものになるように地域住民の協力を得て、改善整備に努める。
- (3) 災害時に孤立するおそれのある地域に関しては、県及び防災関係機関との連携により、避難路の確保や緊急輸送活動等の対策を講ずる。

4 災害危険地域（過去浸水地、急傾斜地等）の対策

(1) 災害危険地域の周知徹底

「土砂災害防災マップ」や広報紙、さらに、県等による防災情報提供ネットワークを活用して、災害危険地域（過去浸水地、急傾斜地等）について、地域住民への周知徹底を図るとともに、緊急時における情報伝達体制を整備する。

(2) 災害危険地域の防災対策

災害危険地域では、町は県及び防災関係機関と連携し、被害を最小限に食い止められるよう、災害危険地域の現状把握とパトロールを実施するとともに、必要な災害防止事業を推進する。

(3) 住宅密集地の防災対策

住宅密集地等において火災が発生すれば広範な焼失が生じることから、建築物の更新を図りつつ、避難地、避難路、公園等の防災施設が適切に確保された市街地の面的整備を推進し、まち（集落）の防火性の向上を図る。

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害警戒期からの対策

第1節 活動体制

第1項 防災目標

- 災害発生時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できる体制を構築する。

第2項 対策

1 配備体制

(1) 配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態における町職員の配備基準を次に示す。

| 種別 | 配備時期（非常事態） | 配備内容 （町職員の対応等） |
|----------------|--|---|
| | 気象情報（風水害等） | |
| 第1配備 （準備体制） | 1 度会町に大雨（雪）・洪水・暴風（雪）警報のいずれかが発表されている場合 2 度会町に大雨（雪）・洪水注意報が発表されている場合、かつ R 1 雨量が 20mm 以上で、引き続き同等以上の雨量が見込まれるとき。 R 3 雨量が 40mm 以上のとき。 R 24 雨量が 80mm 以上のとき。 3 その他、本部長が必要と認めたとき。 | 災害対策本部は準備体制をとる。 配備要員：6名以上 （第1配備表による。） |
| 第2配備 （警戒体制） | 1 度会町に大雨（雪）・洪水注意報又は警報及び暴風（雪）警報が発表されている場合、かつ R 1 雨量が 40mm 以上、 R 3 雨量が 60mm 以上、 R 24 雨量が 120mm 以上のとき。 2 その他、本部長が必要と認めたとき。 | 災害対策本部は警戒体制をとる。 配備要員：本庁全職員の半数以上 （第2配備表による。） |
| 第3配備 （非常体制） | 1 度会町に特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪のいずれか）が発表された場合 2 町全域にわたって風水害・その他異常な自然現象・人為的原因による災害・地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、本部長が当該配備を必要と認めたとき。 | 災害対策本部は非常体制をとる。 配備要員：全職員 （第3配備表による。） |

（注）東海地震の「観測情報」「注意情報」又は「予知情報（警戒宣言）」が発表された場合は、災害対策本部を地震災害警戒本部と読み替える。

（注）R 1 雨量とは、1時間中の実績雨量をいう。以下、R 3、R 24も同じ。

(2) 臨機応変の配備体制

町災害対策本部長は、災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(3) 職員の参集

ア 準備体制、警戒体制（第1～第2配備）の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

イ 非常体制（第3配備）の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制（第3配備）に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに自ら所属機関へ参集する。交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に町災害対策本部に参加するものとする。

2 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、度会町災害対策本部設置条例（昭和37年度会町条例第19号）の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。なお、町災害対策本部を設置した場合は、度会町水防本部の活動を包括する。

(1) 町災害対策本部の設置

町災害対策本部は、前項2における(1)配置基準に該当する場合、度会町役場内に設置する。

(2) 町災害対策本部の廃止

町長は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

(3) 町災害対策本部組織の概要

ア 町災害対策本部に、本部長、指揮者、責任者、班長及び班員を置く。

イ 本部長は町長、指揮者は副町長、教育長をもって充てる。

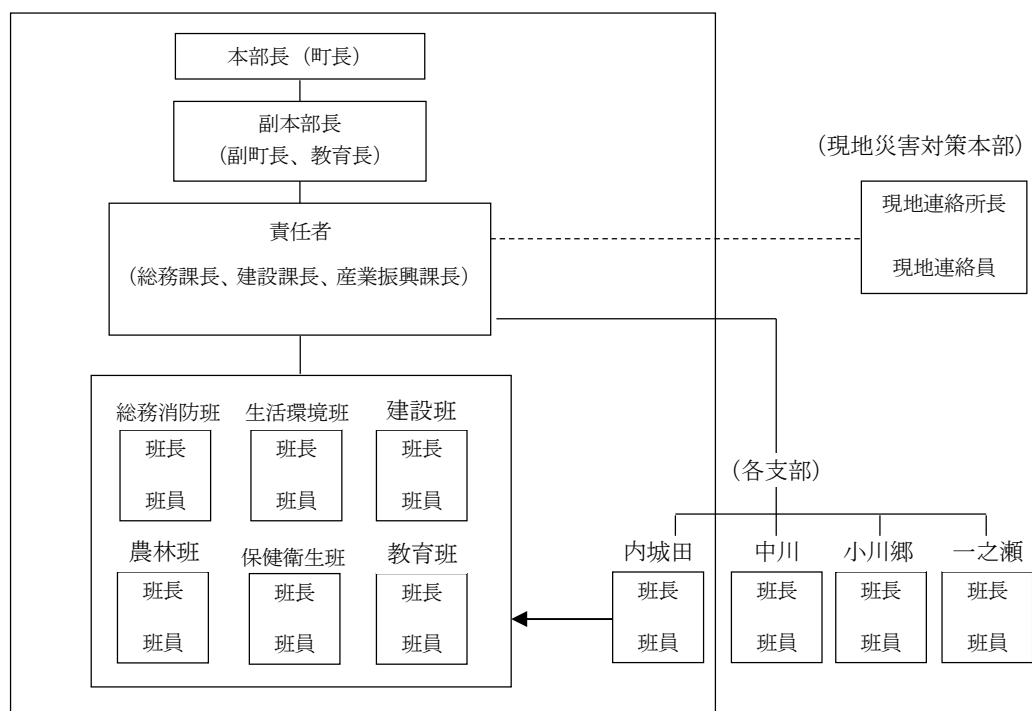
ウ 町災害対策本部の機構及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部各班の相互応援体制をとる。

エ 災害警戒・災害発生初動時（おおむね災害発生後24時間程度）に職員がとる対応については、職員初動マニュアルにより定める。

オ 本部長不在のときは、指揮者、責任者（総務課長、建設課長）の順で本部長の職務を代理する。

カ 町災害対策本部の組織図

(災害対策本部)



キ 町災害対策本部各組織の所掌事務

| 班名 | 構成員 | 所掌事項 |
|-----------------------|--|---|
| 総務消防班 【班長】 総務課長 | 総務課 政策調整室 出納室 議会事務局 | 1 本部及び防災会議の運営に関する事 2 災害対策の全般に関する事 3 気象予警報、情報等の伝達並びに被害状況の収集に関する事 4 本部職員の動員及び安否確認に関する事 5 県本部への災害速報に関する事 6 避難所の開設の指示に関する事 7 避難準備情報、避難勧告又は指示の伝達及び避難誘導に関する事 8 各班及び関係機関との連絡及び調整に関する事 9 町有車両の配車に関する事 10 被災者の救助及び物資の輸送に必要な車両の確保に関する事 11 防災行政無線の通信の確保に関する事 12 災害用臨時電話等の施設に関する事 13 自衛隊の災害派遣要請に関する事 14 消防署員の出動要請に関する事 15 防災ヘリコプターの災害派遣要請に関する事。 16 災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 17 町有財産、営造物の災害対策に関する事 18 町有財産の被害調査に関する事 |

| | | |
|----------------------------------|------------------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 19 災害予算等町財政に関すること 20 職員の罹災給付に関すること。 21 治安の維持等について警察に協力すること 22 罹災地の民心安定に関すること 23 一般住宅家屋の被害調査に関すること 24 重要施策の企画及び総合調整に関すること 25 災害関係の広報に関すること 26 報道機関への対応に関すること 27 ケーブルテレビ及びホームページに関すること 28 交通状況の把握に関すること 29 路線バス及び町営バス等運行に関すること 30 水防に関すること 31 出火防止の広報 32 消防に関する情報の収集、伝達 33 消火活動 34 救急、救助活動 35 その他状況に応じた消防活動 36 死体の捜索に関すること 37 危険物等の取締りに関すること |
| <p>生活環境班 【班長】 生活環境課長</p> | <p>生活環境課 美化センター</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害対策に関すること 2 水道施設の復旧対策に関すること 3 応急給水に関すること 4 水質検査に関すること 5 衛生材料等の供給に関すること 6 死亡獣畜の処理に関すること 7 塵芥処理、廃棄物処理に関すること 8 災害発生時における公害防止に関すること 9 油流出等汚染に関すること 10 し尿処理に関すること |
| <p>建設班 【班長】 建設課長</p> | <p>建設課</p> | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害調査及び応急復旧に関すること 2 町有施設の応急補修に関する指導、調整に関すること 3 避難場所、収容施設の建設と応急補修に関すること 4 道路、橋梁、河川、海岸、港湾、堤防、砂防等の応急復旧に関すること 5 応急仮設住宅の建築に関すること 6 応急資材器具等の調達に関すること 7 被災者に対する住宅金融公庫の融資に関すること 8 公営住宅の災害対策等に関すること |

| | | |
|--|---|---|
| <p>農林班 【班長】 産業振興課長</p> | <p>産業振興課</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物の被害調査及び応急対策に関すること 2 救助用食料等の調達・供給に関すること 3 種苗対策に関すること 4 罹災家畜収容並びに家畜伝染病予防に関すること 5 治山、林道その他林業その他林業用施設の被害調査及び応急復旧に関する こと 6 生活改善センター等の災害対策及び被害調査に関すること 7 町有林の被害調査に関すること 8 林産物の被害調査及び応急対策に関すること 9 商工観光関係の災害対策に関すること 10 被災業者等への金融に関すること 11 集団移転に関すること 12 観光客に対する安全対策に関すること 13 観光施設等の被害調査に関すること |
| <p>保健衛生班 【班長】 福祉保健課長 税務課長 住民課長</p> | <p>福祉保健課 税務課 住民課 保育所 地域交流センター 子育て支援センタ ー</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救助に関すること 2 救助法の適用に関すること 3 救助法運用の連絡調整に関すること 4 応急救助に関すること 5 要援護者等の保護に関すること 6 救助物資の供給に関すること 7 要援護者等への救急用主食に関すること 8 要援護者等への救急用炊出しに関すること 9 社会福祉協議会等の連絡調整に関すること 10 ボランティアの受け入れに関すること 11 老人会等奉仕団の動員に関すること 12 災害義援金品の募集配分に関すること 13 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金に関すること 14 被災一人親世帯及び独居老人世帯の保護対策に関すること 15 食品衛生に関すること 16 被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること 17 被災者の国民健康保険に関すること 18 死体の埋火葬に関すること 19 住民の安否に関すること 20 児童福祉施設及社会福祉施設等の災害対策並びに被害調査に関すること 21 保育所園児の災害防止に関すること 22 被災地における保育所の開設運営について 23 被災地への医療班派遣に関すること 24 救護所の開設に関すること 25 防疫に関すること 26 入院治療を要するものの収容に関すること |

| | | |
|--------------------------|------------------------------------|--|
| | | 27 医薬品の供給に関すること 28 災害時に必要な物品の出納に関すること 29 仮設トイレ・風呂に関すること 30 救助用食料等の炊出しに関すること 31 罹災証明に関すること 32 被災による徴税の減免に関すること 33 愛玩動物に関すること |
| 教育班 【班長】 教育委員会事務局長 | 教育委員会事務局 小・中学校 中央公民館 | 1 学校施設並びに教育委員会所管の施設の災害対策及び被害調査に関する こと 2 被災生徒児童に対する避難及び授業に関すること 3 被災生徒児童の保健管理に関すること 4 被害救助用教科書の支給に関すること 5 災害時における学校給食の対策に関すること 6 社会体育、社会教育施設の災害対策に関すること 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 8 教職員の災害対策のための動員確保に関すること |

(注) 1 各班は、本分担任務によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2 分担の明確でない対策は、本部長の定める班において担任するものとする。

(4) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、現地の直接的な対策の実施に当たるものとする。現地連絡所長は本部長が指名し、関係各班等より地区連絡員を派遣する。現地連絡所長及び地区連絡員は、気象予警報、避難指示等の住民の連絡、被害状況その他防災全般について地元区長と調整し、町災害対策本部と連絡を密にする。

4 防災関係民間団体の協力

町は、その所掌事務に関係する民間団体等に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。

第2節 災害対策要員の確保

第1項 防災目標

- 大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するための災害対策要員を確保する。

第2項 対策

1 町災害対策本部要員の確保

(1) 動員、配備の方法

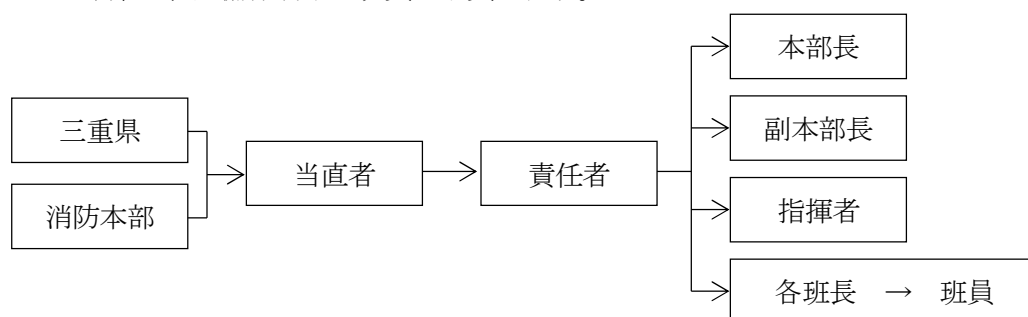
平常時から、動員対策要員を指定し、ローテーションを含めた24時間即応可能な配備体制を整備する。本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、副本部長→指揮者→責任者→各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

- (ア) 休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。また、副本部長・指揮者は所属班長を招集し、配備体制下の班員の動員を行う。



- (イ) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話、防災無線又は急使のうち最も敏速に行える方法による。

- (ウ) 各班長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとする。

ウ 配備報告

各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告するものとする。

2 他への応援要請

(1) 国、県及び他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（基本

法第29条第2項)、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を知事及びその長に対し要請するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

消防活動に要する人員が不足する場合には、町は、県及び近隣市町に応援を求めるものとする。

(3) 日本赤十字社奉仕団の応援要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、南勢志摩地方部（健康福祉部）に応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとする。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、第3部 第2章 第1節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより派遣を要請するものとする。

(5) 相互応援協定の活用

特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請するものとする。

- ア 三重県市町災害時応援協定書
- イ 三重県内消防相互応援協定
- ウ 災害時における医療救護活動についての協定
- エ 三重県水道災害広域応援協定
- オ 三重県内消防応援協定
- カ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定

3 救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な賃金職員等の基準等は次によるものとする。

(1) 範囲

応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは次に掲げる場合である。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 賃金職員等の雇上げ

賃金職員等雇上費の支払いを受けるものは、町長等の雇上げた正当な賃金職員等とする。

- (3) 賃金職員等雇上費
応急救助のため必要な賃金職員等雇上費の限度は、当該地域における通常の実費とする。
- (4) 期間
応援救助のための賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第3節 気象予報及び警報等の発表及び伝達活動

第1項 防災目標

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報、注意報及び情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災気象通報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

第2項 対策

1 警報、注意報の種類と発表の基準

- (1) 気象注意報、警報等
気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

ア 三重県における警報の基準

| | | |
|-----|-------------|------|
| 度会町 | 担当区域 | 三重県 |
| | 一次細分区域 | 南部 |
| | 市町村等をまとめた地域 | 伊勢志摩 |

| | | | |
|----|-----|--------------------------|------------------|
| 警報 | 種類 | 基準 | |
| | 暴風 | 平均風速 | 陸上 20m/s |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 陸上 20m/s 雪を伴う |
| | 大雨 | 町内で別表4の基準に到達することが予想される場合 | |
| | 洪水 | 町内で別表5の基準に到達することが予想される場合 | |
| | 大雪 | 24時間降雪の深さ 20 cm | |

イ 三重県における注意報の基準

| | | |
|-----|-------------|------|
| 度会町 | 担当区域 | 三重県 |
| | 一次細分区域 | 南部 |
| | 市町村等をまとめた地域 | 伊勢志摩 |

| | 種類 | 基準 | |
|------------|-------|--------------------------|--|
| 注意報 | 強風 | 平均風速 | 陸上 13m/s 内海 15m/s 外海 15m/s |
| | 風雪 | 平均風速 | 陸上 13m/s 内海 15m/s 外海 15m/s 雪を伴う |
| | 大雨 | 町内で別表6の基準に到達することが予想される場合 | |
| | 洪水 | 町内で別表7の基準に到達することが予想される場合 | |
| | 大雪 | 24時間降雪の深さ 5cm | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | |
| | 乾燥 | 最小湿度 30%で、実効湿度 60% | |
| | 濃霧 | 視程 | 陸上 100m 内海 500m 外海 500m |
| | 霜 | 晩霜期に最低気温 3℃以下 | |
| | なだれ | | |
| | 低温 | 冬期：最低気温 -5℃以下 | |
| | 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合 | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 | 120mm | |

注(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町に対して発表する。

注(2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の()内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の()内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

注(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「……以上」の「以上」を省略した。また乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「……以下」の「以下」を省略した。なお上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

注(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

注(5) 表中において、対象の市長をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

注(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表4 大雨警報基準（平成26年5月27日現在）

| 度会町 | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-----|--------|----------|
| | R1=110 | 124 |

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表(別表4～7)の解説】

注(1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町についてはその欄を“－”で示している。

注(2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は図「平坦地、平坦地以外」を参照。

注(3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。

注(4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

注(5) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表4及び6の土壌雨量指数基準には、市町の城内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html)を参照のこと。

注(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

注(7) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

別表5 洪水警報基準

| 度会町 | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 | 指定河川洪水予報による基準 |
|-----|--------|-------------------|------|---------------|
| | R1=110 | 宮川流域=71、一之瀬川流域=23 | － | － |

別表6 大雨注意報基準

| 度会町 | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-----|-------|----------|
| | R1=60 | 74 |

別表7 洪水注意報基準

| 度会町 | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 | 指定河川洪水予報による基準 |
|-----|-------|-------------------|------|---------------|
| | R1=60 | 宮川流域=53、一之瀬川流域=18 | - | - |

(2) 水防活動に必要な予報及び警報（津地方气象台）

気象・高潮及び洪水等について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

(3) 水防警報の発表（国土交通省出先機関）

国土交通大臣は指定する河川（宮川等）について水防警報を発し、三重県知事（水防本部長）に通知する。

(4) 火災気象通報（津地方气象台）

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方气象台長がその状況を知事に通報する。火災気象通報の実施基準は次のとおりとする。

(ア) 実効湿度60%以下、最小湿度が30%以下となりかつ最大風速が7m/sを超えると
き。

(イ) 平均風速が13m/sとなる見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(ウ) 実行湿度60%以上で最小湿度40%以下・平均風速が10m/s以上となる見込みの
とき。

(5) 火災警報の発表（度会町長）

消防法第22条に基づき、町長は、津地方气象台から三重県知事を経由して伝達される火災気象通報を受けたとき又は町長が自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、町内に火災警報の発表を行う。

(6) 気象情報（津地方气象台）

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方气象台が発表する。

記録的短時間大雨情報は、県内で1時間に120mm以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方气象台が発表する。

注) 解析雨量とは、気象レーダーによる面的な雨量分布の情報とアメダス等の地上の雨量計から得られる各地点の雨量をもとに、1km四方の細かい区域毎の推定雨量を解析したものである。

(7) 土砂災害警戒情報の発表

津地方気象台及び三重県は、大雨警報発表中における大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

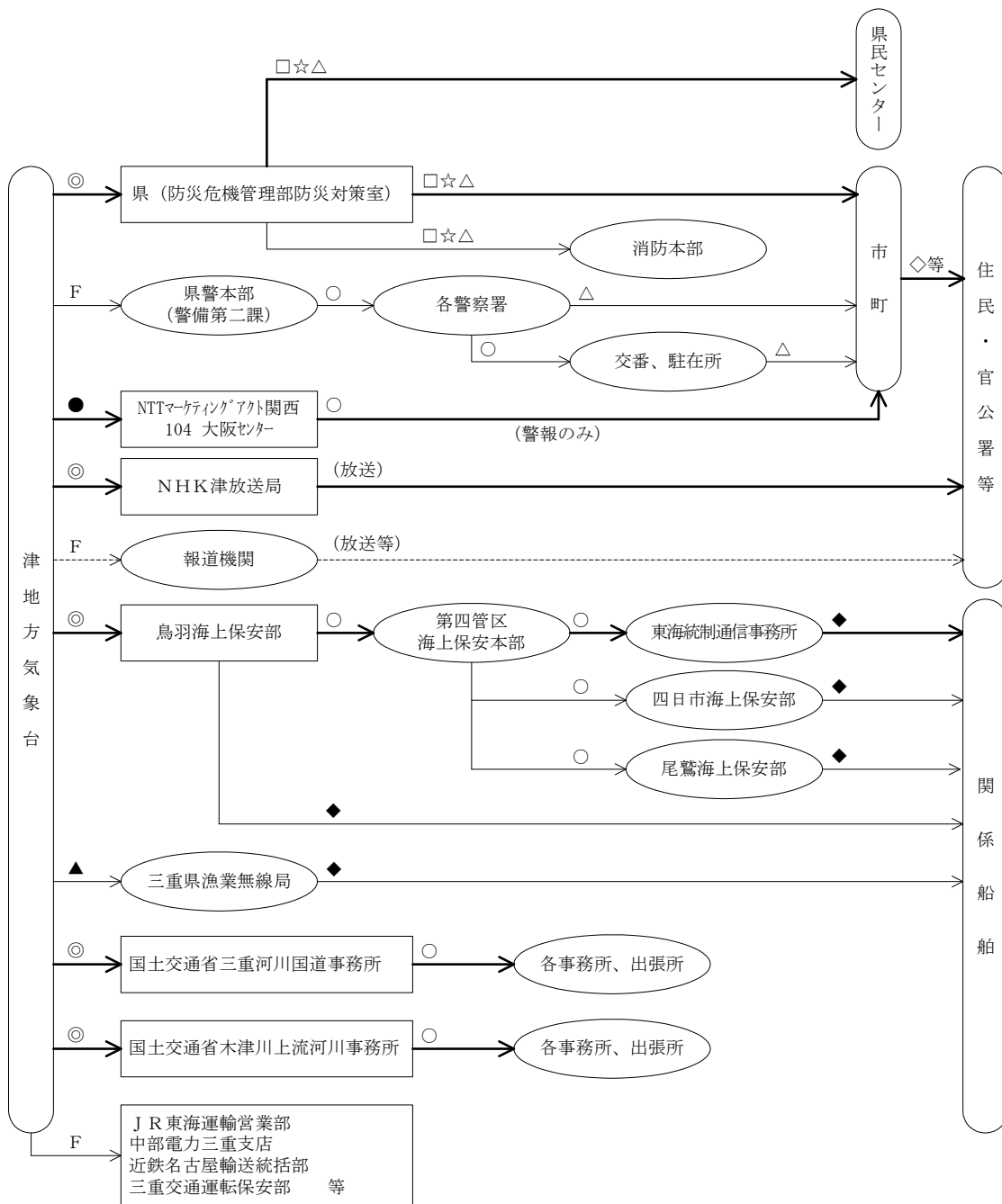
これは、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適宜適切に行えるように支援するとともに、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

2 予報及び警報等の伝達

(1) 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。気象予警報及び各種情報の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行うものとする。

予報及び警報等の伝達系統図



| 凡 例 | |
|-------|----------------------------------|
| —— | 気象業務法第15条等の法令による通知系統 |
| ----- | 気象業務法第13条等の法令による周知系統 |
| —— | 県地域防災計画、協定、その他による伝達系統 |
| □ | 気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関 |

| 凡 例 | |
|-----|---------------------|
| ◎ | 防災情報提供装置 (専用回線) |
| F | 防災情報提供装置 (F ネット) |
| ● | 気象専用回線 (L-ADESS回線等) |
| ○ | 専用の電話・専用の電話FAX |
| △ | 一般の加入電話・加入電話FAX |
| □ | 三重県防災行政無線 |
| ◇ | 市町防災行政無線 |
| ☆ | 県の一斉優先FAX (F ネット) |
| ◆ | 無線通報等 |
| ▲ | 気象庁本庁加入電話回線 |

- (2) 水防時の連絡活動系統
水防時の連絡活動系統については、「第3部 第1章 第6節 水防計画」による。

第4節 避難対策活動

第1項 防災目標

- 安全な場所へ住民を移動し、住民の安全を確保する。
- 避難者の一時的な生活を確保する。
- 避難生活を適切に支援する。

第2項 対策

1 自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

2 町長の指示及び勧告並びに避難準備情報に基づく避難

洪水、浸水、土砂崩れ等の発生、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための立ち退きを指示するものとする。

また、避難勧告及び避難指示のほか、必要に応じて避難準備情報を伝達し、適切な避難誘導を実施する。

さらに、降雨などによる二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の撤去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難しよう、周知のため必要な措置を講じるものとする。

(1) 町長の指示（災害種別の限定なし）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に勧告するものとする。（基本法第60条）

(2) 洪水のための指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、立ち退きを指示するものとする（水防法第29条）。

(3) 避難準備（災害時要援護者避難）情報

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者、外国人等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を必要に応じて伝達する。

3 避難の勧告・指示

(1) 実施責任者

災害時、同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。

また、町長の不在に備えて代理規定を策定し、避難勧告・指示に遅れが生じることがないようにする。

| 実施責任者 | 種別 | 要件 | 根拠 |
|------------------------|-----------|--|--------------|
| 町長 | 災害種別の限定なし | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。 | 基本法第60条 |
| 知事 | 災害種別の限定なし | 災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの勧告及び立ち退きの指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施するものとする。 | 基本法第60条第5項 |
| 警察官 | 災害種別の限定なし | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、警察官は、自ら立退きを指示するものとする。この場合は、警察官は、速やかにその旨を町長に報告するものとする。 | 基本法第61条 |
| | | 災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。この場合、その旨を公安委員会に報告するものとする。 | 警察官職務執行法第4条 |
| 消防職員 消防団員 | 火災 | 火災現場において、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、出入を禁止し若しくは制限する。 | 消防法第28条 |
| 知事 知事の命を受けた職員、水防管理者 | 洪水 | 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員若しくは水防管理者は、立退きを指示するものとする。 水防管理者が上記指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 | 水防法第22条 |
| 知事 知事の命を受けた職員 | 地すべり | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた吏員は、立退きを指示するものとする。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。 | 地すべり等防止法第25条 |
| 自衛官 | 災害種別の限定なし | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがある。 | 自衛隊法第94条 |

(2) 避難勧告・指示の時期

町長が実施する避難勧告・指示の実施時期は、次のとおりとする。

ア 津地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報等が発せられ、町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断される時。

- イ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- ウ がけ崩れ等による発災が予想される時。具体的には、土砂災害情報相互通報システムにおいて、スネーク曲線が避難基準線（E L）に達したとき（避難勧告）。
- エ 火災が拡大するおそれのあるとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 避難勧告・指示内容及びその周知

ア 避難勧告・指示内容

避難勧告・指示は、次の内容を明示して行うこととする。

| | |
|----------|------------|
| ○要避難対象地域 | ○避難経路 |
| ○避難先 | ○避難時の注意事項等 |
| ○避難理由 | |

(4) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

| 警 鐘 | 乱 打 | | |
|------------------|----------|----------|----|
| 余いん防止付 サイレン信号 | 1分 5秒 | 1分 5秒 | 1分 |

(5) 避難の周知徹底

避難のための立ち退きを勧告、指示したとき、避難準備情報を発表したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立ち退きを勧告、指示し又は避難準備情報を発表し、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示又は勧告をしたとき、避難準備情報を発表したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図るものとする。

- a 町防災行政無線による周知
- b 広報車による周知
- c 防災ヘリコプターによる周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、三重県防災ヘリコプターの要請をすることができる。

d 放送等による周知

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請する。

e 高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者等、特に配慮を要する者に対する

避難情報の提供を図る。

4 避難勧告又は指示、避難準備情報の解除

避難指示者は、避難勧告又は指示、避難準備情報の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

5 避難方法

(1) 避難誘導者等の配置

避難立退きの誘導にあたっては、近隣住民の相互協力によるところが大きいことから、町は、各区・自治会長及び自主防災組織、防災関係機関等の協力を得て、地区単位で適切な避難誘導ができる体制の確立に努める。

ア 避難誘導責任者を当該地区の各区・自治会長とし、誘導員を当該地区の消防団員を中心に構成する。

イ 避難所及び避難路の要所に町及び防災関係機関の職員等を配置する。

(2) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、乳幼児、障害者、病人等の避難行動要支援者を優先して行う。また、各区・自治会長又は自主防災組織責任者は、各地区内の避難行動要支援者名簿による情報把握を行い、民生委員や地域住民と連携して行うこととする。

(3) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によって行うものとする。

(4) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県南勢志摩地方部に、避難者移送の要請をするものとする。また、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察等に連絡して実施するものとする。

(5) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要最小限に制限するよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

6 避難所の開設及び運営

町長は、災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならぬ住民を一時的に収容し、保護するため、避難所を開設するものとする。

(1) 収容者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要がある者に対して行う。

(2) 設置の方法

ア 町が定める指定避難所に設置するが、適当な施設がないときは、テント等を借上げて野外に仮設する。また必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土

砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

資料編 避難場所及び応急給水場所

イ 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に本住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借上げて避難所を設置する。

ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。住民が町長の指示に基づかず、勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

(3) 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとする。

イ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮することとする。

エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。

オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

カ 被災者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。

イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指示し、できる限り短期間の収容にとどめること。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、救助法による救助の程度、方法、期間等一覧のとおりとする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(7) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(8) 避難行動要支援者への対応

町は、避難所で生活する避難行動要支援者等に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

ウ 町は、外国人被災者救援のため、県へ通訳ボランティア情報の提供を依頼する。

7 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(2) 実施者

ア 町長、町職員（基本法第63条）

イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第14条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は要求された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）（町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(3) 住民等への周知

警戒区域の設定を行った場合は、避難勧告・指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

8 福祉避難所の開設

町は、避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について避難行動要支援者には十分配慮するものとする。

なお、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については設備の整った社会福祉施設等に入所を依頼して保護する。

当該施設への入所が困難な場合は、次の施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れるものとする。

避難行動要支援者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書締結施設

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 度会町地域福祉センター本所 | 度会町棚橋1202番地 | 0596-62-1117 |
| 度会町地域福祉センター一之瀬支所 | 度会町南中村81番地 | 0596-65-0266 |
| 特別養護老人ホームかりん | 度会町田間319番地18 | 0596-62-3300 |
| 小規模多機能型居宅介護わたらい | 度会町麻加江516番地1 | 0596-64-1010 |
| グループホームわたらい | 度会町麻加江516番地1 | 0596-64-1010 |
| 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームわたらい緑清苑 | 度会町棚橋1202番地 | 0596-62-2200 |
| 指定障害者支援施設・指定生活介護事業所宮の里ミタスメモリアルホーム | 玉城町宮古728番地18 | 0596-58-5030 |

9 避難施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

第5節 消防救急活動

第1項 防災目標

- 大規模延焼火災等から住民の生命・身体を保護する。

第2項 対策

1 消防活動

市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町が主体となり消防機関を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

(1) 被災市町は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって、呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

(2) 被災市町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市

町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

イ あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

(3) 被災市町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

(4) 市町は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(5) 火災警報の発表

市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは災害予防上必要な措置をとるものとする。

2 救急活動

(1) 被災市町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて緊急活動を実施する。

(2) 被災市町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合に、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

ア あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

イ 被災市町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

3 林野火災空中消火活動

(1) 空中消火の実施

市町長等は、市町地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア 初動体制

(ア) 災害情報等の報告

市町長等は、市町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

(イ) 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所(ヘリポート)の設定については、「第3部 第2章 第1節 自衛隊災害派遣要請」に定める所要の措置をとる。

(ウ) 火災現場付近の状況把握

a 空中消火を(効果的に実施する為、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

b 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

(エ) 資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。
また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

(オ) 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送手段を確立しておく。
また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

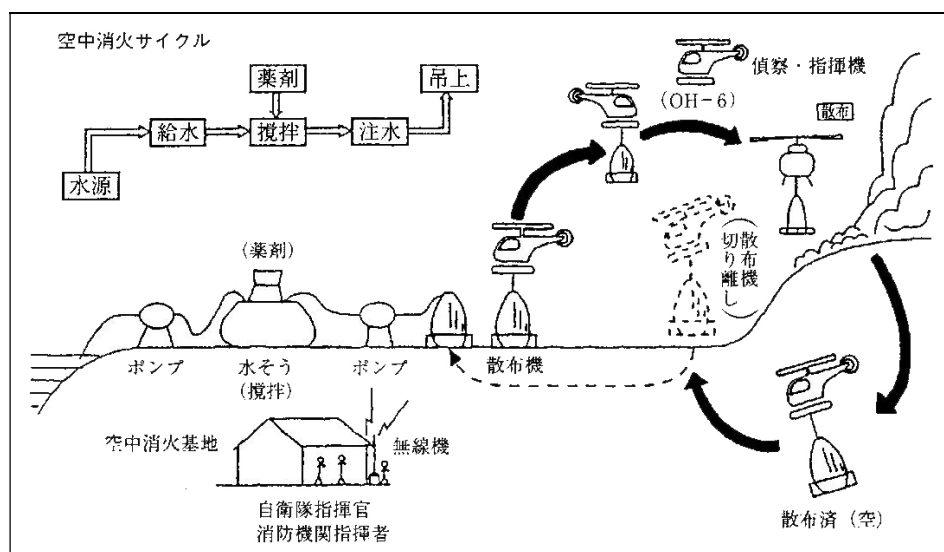
イ 空中消火活動

(ア) 現場指揮本うにおける任務

- a 上方の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。
- b 空中・地上各消防隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連携調整を行う。

(イ) 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関との事前打合せを行い消火活動する。



ウ 派遣要請

(ア) 県防災ヘリコプターの派遣要請

市町長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は「第3部 第2章 第2節 県防災ヘリコプター活用計画」の手続きにより行う。

エ 報告

市町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県(災害対策課)に報告する。

報告事項

(ア) 林野火災の場所

- (イ) 林野火災焼失(損)面積
- (ウ) 災害派遣を要請した市町名
- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数(機種別)
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項

4 資機材の調達等

- (1) 消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

第6節 水防計画

第1項 防災計画

- 洪水による水災を警戒、防御及び被害を軽減する。

第2項 対策

1 水防組織

水防管理者（町長）は、洪水等による危険が予想されるときは、災害に即応できる有効適切な水防組織を確立し、危険箇所等を巡視させ、状況報告をさせるとともに、対策に万全を図るものとする。

- (1) 町は、「第3部 第1章 第1節 活動体制」に定める組織（町災害対策本部）を確立し、水防活動に当たるものとする。
- (2) 消防団員が水防団員を兼ねるものとする。
- (3) その他各分団で措置ができなければ、地域住民の応援を求める。

2 災害発生直前の対策

水防管理者（町長）は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について水防活動を実施する。

また、河川管理者及び農業用用水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。

その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

さらに、水害の危険がある区域に、地下空間等にある施設や主に避難行動要支援者が利用する施設がある場合、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保する対策を講じるものとする。

3 監視、警戒体制

(1) 巡視

水防管理者（町長）又は消防団長は、水防法第9条に基づき常に区域内の河川・堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに県水防支部（伊勢建設事務所）に報告する。なお、次の事項については特に整備・点検等に留意し、緊急の事態に備える。

- ア 角落し材の保管状況確認
- イ 用水頭首工の門扉の点検

(2) 非常警戒

水防管理者（町長）は、水防警報が発表された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに県水防支部（伊勢建設事務所）、伊勢警察署、その他関係機関に通報するとともに、水防活動を開始する。

- ア 裏法の水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 天瑞の亀裂又は沈下
- エ 護岸の越水状況
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異常

(3) ため池等の操作

ため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、警報の発表を知り、又は気象等の状況の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。また、管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作について支障のないよう点検整備を行わなければならない。

4 水防活動

(1) 活動時期及び活動内容

- ア 常に町内の河川、堤防を巡視する。
- イ 気象に関する警報が発表された場合は速やかに連絡員を置き、関係機関との連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を収集して県水防支部（伊勢建設事務所）及びその他関係機関に報告する。
- ウ 水防管理者（町長）は、次の段階に従って消防団（水防団）を出動させ、水防活動に万全を期する。

(ア) 水防第1信号

水防警報が発令されたとき、警戒水位に達したとき、又は亀裂、沈下等、堤防の異常が発見されたときは、出動準備をなし、消防団員（水防団員）を待機させるとともに、住民に町防災行政無線等により周知を図る。

(イ) 水防第2信号

亀裂、沈下等、堤防の異常により水害の発生が予測される時、又は警戒水位を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防管理者（町長）は、状況をよく判断の上、

消防団長（水防団長）を通じて団員を出動させ、水防作業を開始する。

(エ) 水防第3信号

水防法第17条により更に必要があるときは、区域内の居住者を出動させ、水防作業に従事させることができる。

(オ) 水防第4信号

堤防が著しく危険にさらされ、決壊、氾濫等が予想される場合は、県水防支部（伊勢建設事務所）、警察署長に通知の上、避難のための立退きを指示する。

(2) 応援要請

ア 水防管理者（町長）は、緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体及び消防機関の出動を要請し、又は伊勢警察署の協力を要請することができる。

イ 自衛隊の救援を必要とするときは、「第3部 第2章 第1節 自衛隊災害派遣要請」に定めるところにより派遣を要請するものとする。

5 水防解除

(1) 水防解除は、県水防本部長又は県水防支部長（伊勢建設事務所長）が命ずる

(2) 水防本部長（町長）は、水位が警戒水位を下がり、水防活動の必要を認めないと判断した場合は、県水防支部長（伊勢建設事務所長）に協議し、水防解除の指示を受けた上で消防団（水防団）、消防機関又は他の協力者に出動を解除させるとともに、口頭伝達、町防災行政無線等により住民に周知を図る。

6 水防報告

(1) 水防活動の報告

水防本部長（町長）は、次の場合、その概要を県水防支部（伊勢建設事務所）に報告しなければならない。

ア 警戒水位に達し、また、それ以外に消防団（水防団）が出動したとき。

イ 水防作業に従事したとき。

ウ 堤防、こう門、又は角落し等に異常を発見したとき。

(2) 水防解除の報告

水防本部長（町長）が水防解除を命じたときは、一般に周知するとともに県水防支部（伊勢建設事務所）にその旨を直ちに報告しなければならない。

(3) 水防てん末報告

水防本部長（町長）は、水防終結後、直ちに県水防支部（伊勢建設事務所）に水防てん末を報告しなければならない。

7 水防資機材

ア 水防資機材の整備補充

町は、必要な水防資機材を随時整備補充するものとする。不足が生じたときは、県水防支部長に連絡し、県の水防資機材の供給を受けるほか、県水防本部の指示により、業者から調達するものとする

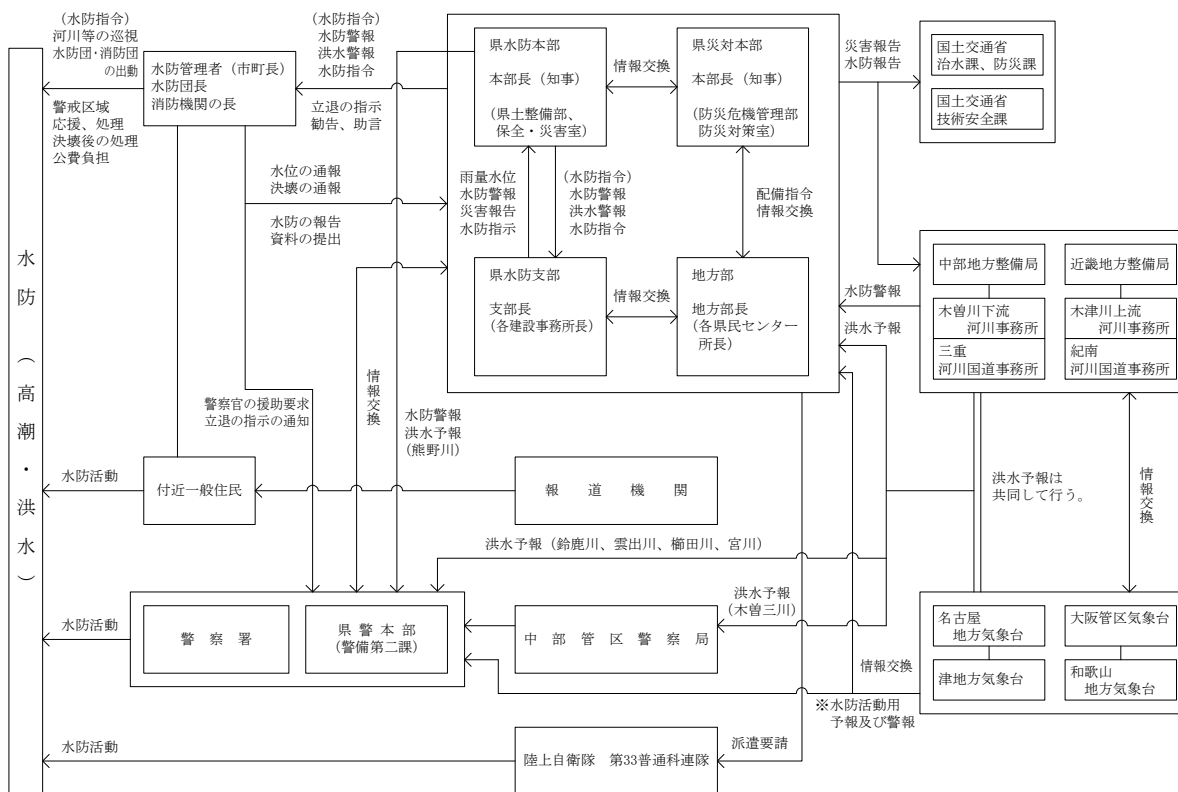
イ 水防資機材の輸送

水防資機材の輸送は、町有車両及び各消防団所属車両をもって輸送に当たり、なおこれで不足の時は民間より借上げ、輸送に万全を期する措置を講ずるものとする。

8 連絡活動系統

水防時の連絡活動系統は以下による。

水防時における連絡活動系統図



※ 津地方気象台が連絡する水防活動用予報及び警報は、気象注意報及び警報をもって代えるものとする。(気象庁予報警報規定第16条)

(注：県災害対策本部が設置された時は、県水防本部の活動は県災害対策本部が包括する。)

9 公用負担

水防のため緊急の必要のあるときは、町水防本部長（町長）又は消防団長は、水防のための必要な土地を一部使用し、車その他の運搬具、器具等を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

10 応急復旧

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者（町長）、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努める。

第7節 流木の防止

第1項 防災目標

- 町は、貯木場等に所在する木材が洪水又は土石流等により流出した場合の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 流木に対する措置

- (1) 木材の所有者、管理者、占有者は、貯木場等の木材流出防止対策を講じるとともに、被災して自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。
- (2) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者不明の場合は、河川管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、伊勢警察署及び町が2に準じた措置をとる。

2 河川管理者との連絡体制

町は、国・県等の関係機関と流木等の状況及び処理について連絡・調整できる体制を整え、連絡方法は防災行政無線及び電話とする。

第2章 応援要請等に関する計画

第1節 自衛隊災害派遣要請

第1項 防災目標

- 災害時に住民の人命、財産を保護するため自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 対策

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣の要請手続

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書（様式1）に次の事項を記入し、南勢志摩地域活性化局長を経由して知事（防災対策部防災対策課）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

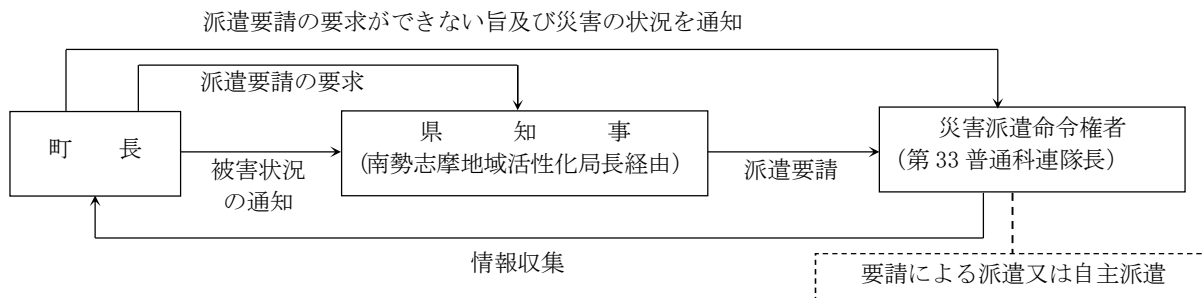
- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 災害時の緊急派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。（自衛隊法第83条第2項ただし書）この場合、町長は、第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

- (2) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

災害派遣の要請手続



※緊急時派遣要請要求先電話番号
 防災対策部防災対策課 059-224-2189
 陸上自衛隊第33普通科連隊長
 所在地 津市久居新町
 電話 059-255-3133
 三重県防災行政無線 5221

※災害派遣の要請手続図中に記入

(様式1)

| |
|---|
| 年 月 日 |
| 知 事 あ て |
| (市町長) 印 |
| 自衛隊の災害派遣要求について |
| 災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣を要求します。 |
| 記 |
| 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣を要請する事由 |
| 2 派遣を希望する期間 |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| (1) 派遣を希望する区域 |
| (2) 派遣を希望する活動内容 |
| (3) 連絡場所及び連絡者 |

4 派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導・輸送）
- (3) 被災者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急防疫、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

6 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事あてに災害派遣部隊の撤収要請（様式2）を行うものとする。

(様式2)

| |
|---|
| 年 月 日 |
| 知 事 あ て |
| (市町長) 印 |
| 自衛隊の撤収要請要求について |
| このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。 |
| 記 |
| 1 撤収要請日時 |
| 平成 年 月 日 時 分 |
| 2 派遣要請日時 |
| 平成 年 月 日 時 分 |
| 3 撤収作業場所 |
| 撤収作業内容 |

7 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

8 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、上記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き資料編に記載されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部）に連絡を行うこと。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルのⓍ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。

オ 着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

資料編 ヘリポート一覧表

(2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県（防災対策部防災対策課）にその概要（略図添付）を報告すること。

ア 面積を変更した場合

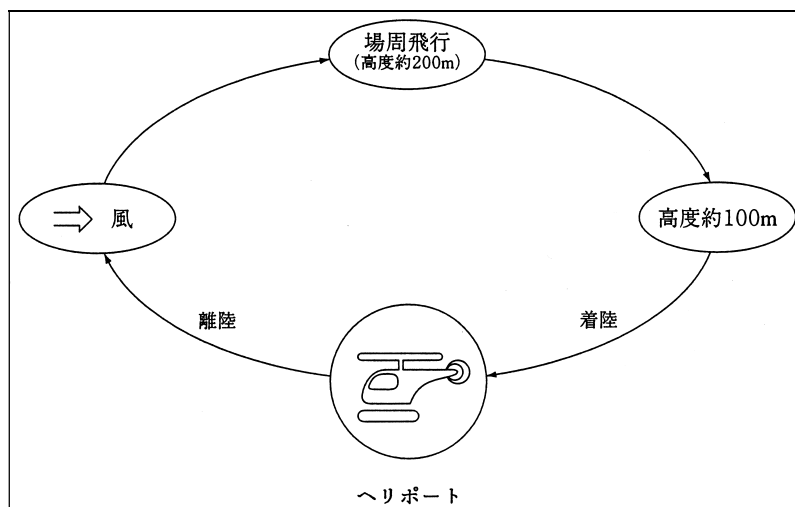
イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

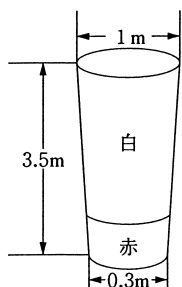
ヘリポートの設定基準



設定に当たっては次の事項に注意すること。

- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (ウ) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹き流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、○Hの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載料を超過しないよう重量計を準備すること。
- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100 t 以上）を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。設定に当たっては次の事項に注意すること。

図1 吹流し



b 中型機 (UH-1) の場合

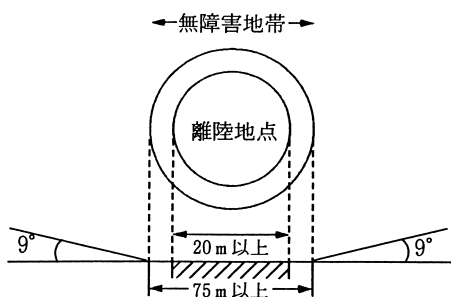


図3 ヘリポート

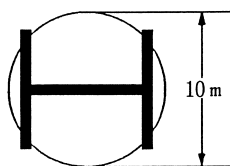
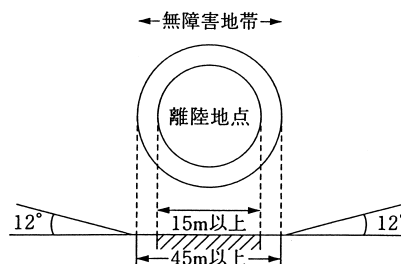
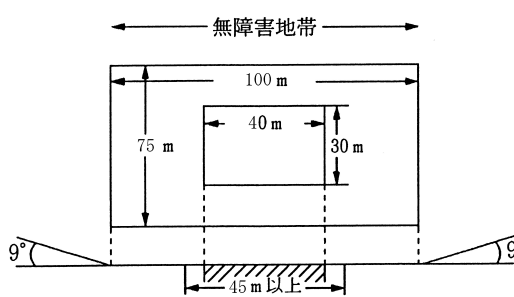


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

a 小型機 (OH-6) の場合



c 大型機 (CH-47) の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

第2節 県防災ヘリコプター活用計画

第1項 防災目標

- 防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第2項 対策

1 県防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、市町等の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、市町等の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動する体制をとっている。

2 県防災ヘリコプターの応援要請

町長等(消防の一部事務組合管理者を含む。)の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「三重県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長の要請に基づき応援するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ県防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事（防災対策部防災対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

防災対策部防災対策課 防災航空班 T E L 059-235-2558（緊急専用回線）
F A X 059-235-2557

3 県防災ヘリコプターの活動内容

県防災ヘリコプターは、次に掲げる活用等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に県防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

4 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行うものとする。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

第3節 指定地方行政機関、県及び市町に対する応援要請計画

第1項 防災目標

- 大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき指定地方行政機関、県及び市町に対する応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期するものとする。

第2項 対策

1 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請する。なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として本町がこれを負担する。

- (1) 災害時における国、県及び他市町に対する職員の応援要請（「第3部 第1章 第2節 災害対策要員の確保」を参照）

町長（町災害対策本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（基本法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法第252条の17）等を知事及びその長に対し要請するものとする。

- (2) 消防活動の応援出動の要請（「第3部 第1章 第5節 消防救急活動」を参照）

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

- (3) 救助活動の応援要請（「第3部 第3章 第5節 救助活動」を参照）

町長（町災害対策本部長）は、町内の消防機関で救助活動の対応ができない場合、「三重県内消防相互応援協定」に基づく三重県緊急消防救助隊の応援出動を要請する。

- (4) 医療・救護活動の応援等（「第3部 第3章 第6節 医療・救護活動」を参照）

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、南勢志摩地方部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。要請又は連絡に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 医療及び助産救助の実施場所

イ 救助を必要とする対象人員及び医療機関の状況

- ウ 救護の状況
- エ その他必要な事項

- (5) 水防活動の応援要請（「第3部 第1章 第6節 水防計画」を参照）
水防管理者（町長）は、緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体及び消防機関の出勤を要請し、又は伊勢警察署の協力を要請することができる。
- (6) 簡易水道の応急対策（「第3部 第3章 第10節 公共施設・ライフライン施設応急対策」を参照）
町のみでの対応が困難な場合、県内市町相互の応援協力はもとより、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（H15. 7. 1 締結）を活用する。
- (7) 相互応援協定の活用（「第3部 第1章 第2節 災害対策要員の確保」を参照）
特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請するものとする。
 - ア 三重県市町災害時応援協定
 - イ 三重県内消防相互応援協定
 - ウ 災害時における医療救護活動についての協定
 - エ 三重県水道災害広域応援協定
 - オ 日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定

2 受入体制

応援部隊（者）の受入先及び活動拠点は、「町役場」を予定しているが、規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、町災害対策本部会議において決定する。

第3章 災害発生後の対策

第1節 被害情報収集・連絡活動

第1項 防災目標

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関へ連絡する。
- 大規模な災害と認められる場合には、初期段階においては概括情報を収集し災害規模の把握に努める。

第2項 対策

1 情報の収集・連絡

(1) 防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集するものとする。収集した情報は、迅速に災対本部に連絡するものとする。

(2) 各地区被害状況の情報収集

ア 町は、各地区の被害状況を把握するとともに、各区・自治会長又は自主防災組織責任者に対し、当該地区の被害状況について総務企画課に報告するように求めることができる。

イ 被害が甚大な地区、通信途絶等により連絡のとれない地区については、その地区に町職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

2 情報の連絡手段

町は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

3 被害状況の県への報告等

町内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災、災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告するものとする。

(1) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとする。

(2) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

(ア) 概況速報

(イ) 災害速報

(ウ) 被害報告

a 中間報告

b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から南勢志摩地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

特に、以下のa～fに該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

- a 救助法の適用基準に合致するもの
- b 県又は市町が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一被害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別な財政援助を要するもの
- e 災害による被害は軽微であっても、今後上記a～dの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの
- f 崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、破堤等による人的被害又は住家被害が生じたもの等、被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、連絡が取れるようになるまで、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。また、火災・災害等即報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等(直接即報基準に該当するもの)については原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第1報を南勢志摩地方部総括班のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

(イ) 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)(三重県災害対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から地方部総括班を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告する。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡するものとする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととする。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式(A)による住家等被害状況速報を地方部(伊勢保健福祉事務所)を経由して県災害対策本部(保健福祉部第1救助班)に報告するものとする。

(ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関により報告するものとする。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。報告要項は、a 中間報告のとおりとする。

[報告様式(1)(2)被害速報送受信票 (A) (B) については三重県地域防災計画添付資料参照]

(3) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、次の方法により関係機関に通報するものとする。

ア 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 警察官の通報

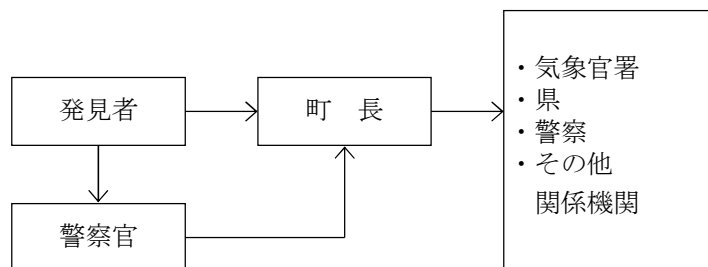
「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

ウ 町長の通報

上記ア及びイによって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- (ア) 気象官署
- (イ) 県
- (ウ) 警察
- (エ) その他関係機関

異常現象の通報系統

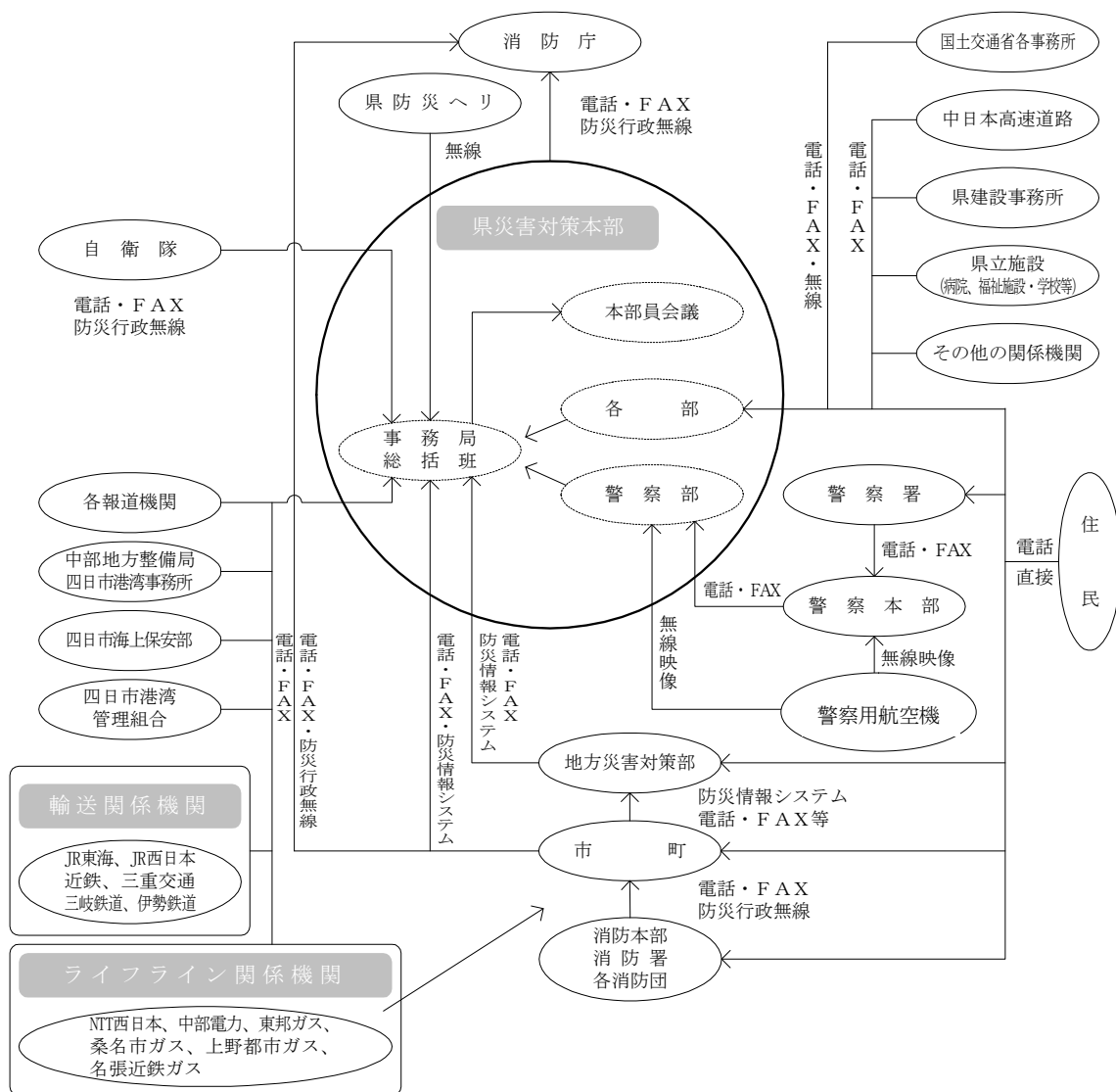


4 防災関係機関の収集する情報の内容

| 情報・連絡内容 | 情報収集・連絡系統図 |
|--------------------------|---|
| 1 被害・復旧の状況 | |
| ①人的被害・家屋状況・火災状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[南勢志摩地方部 (総括班)] B --> C[県災害対策本部事務局] D[消防機関] --> A E[警察部] --> C </pre> |
| ②道路状況・交通状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[南勢志摩地方部 (総括班)] B --> C[南勢志摩地方部 (県土)] C --> D[県土整備部] D --> E[県災害対策本部事務局] F[国土交通省河川国道事務所] --> D G[警察部] --> D H[高速道路会社] --> B I[関係輸送機関] --> B </pre> |
| ③堤防・護岸の状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[南勢志摩地方部 (農林)] B --> C[農水商工部] A --> D[南勢志摩地方部 (県土)] D --> E[県土整備部] F[国土交通省河川国道事務所] --> E G[国土交通省中部地方整備局] --> E H[県災害対策本部事務局] </pre> |
| ④ライフライン・輸送機関状況 | <pre> graph LR A[ライフライン関係機関] --> B[県災害対策本部事務局] C[輸送関係機関] --> D[南勢志摩地方部 (県土)] D --> E[県土整備部] D --> F[環境森林部] G[高速道路会社] --> D H[町災害対策本部 (水道)] --> F I[企業部] --> F </pre> |
| ⑤文教施設関係状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[県災害対策本部事務局] C[県立文教施設] --> D[教育部] E[民間文化施設 (博物館など)] --> D F[民間文化施設 (会館など)] --> G[生活部] H[私立学校] --> G B --> D B --> G </pre> |
| ⑥その他の施設の状況 | <pre> graph LR A[県立施設] --> B[所管部] C[町災害対策本部] --> D[南勢志摩地方部 (総括班)] D --> E[県災害対策本部事務局] F[その他の施設] --> C </pre> |
| 2 対策の実施状況 | |
| ①住民避難の状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[南勢志摩地方部 (総括班)] B --> C[県災害対策本部事務局] D[警察部] --> C </pre> |
| ②救援物資、避難所運営、ボランティアの受入れ状況 | <pre> graph LR A[町災害対策本部] --> B[南勢志摩地方部 (総括班)] B --> C[県災害対策本部事務局] </pre> |

| 情報・連絡内容 | 情報収集・連絡系統図 |
|------------|--|
| 1 被害・復旧の状況 | |
| ③治安の状況 | 警察部 → 県災害対策本部事務局 |
| ④その他の対策の状況 | 町災害対策本部 → 南勢志摩地方部 (総括班) → 県災害対策本部事務局 関係機関 → 各部 → 県災害対策本部事務局 |

5 県災害対策本部の情報収集・連絡系統



消防庁への連絡先

(1) 平日9:30～17:45の場合

| NTT回線 | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク |
|--------------------|------------|-----------------------|
| T E L 03-5253-7527 | T E L 7527 | T E L 87-048-500-7527 |
| F A X 03-5253-7537 | F A X 7537 | F A X 87-048-500-7537 |

(2) (1) 以外の場合

| NTT回線 | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク |
|--------------------|------------|-----------------------|
| T E L 03-5253-7777 | T E L 7782 | T E L 87-048-500-7782 |
| F A X 03-5253-7553 | F A X 7789 | F A X 87-048-500-7789 |

6 夜間及び休日等の被害報告の通報

夜間及び休日等において、突発的な被害等について住民又は関係機関から通報があったときは、当直者は、直ちに総務課長に報告するとともに、その指示により町長、副町長及び関係課長に連絡するものとする。

第2節 住民への広聴広報活動

第1項 防災項目

- 住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

第2項 対策

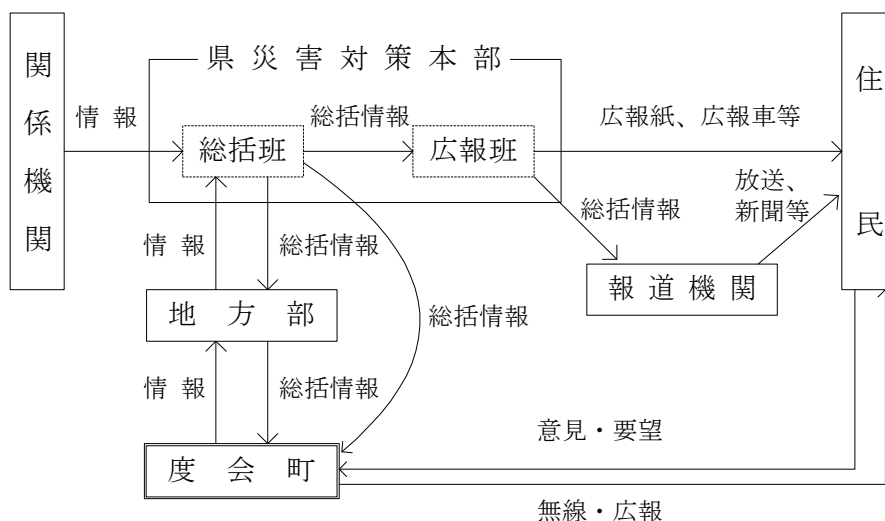
1 広報内容

住民への広報内容の主なものは次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報
- (3) 避難に関する情報
- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 主要道路情報
- (6) 公共交通機関の状況
- (7) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の復旧状況
- (8) 医療救護所、医療機関等の開設状況
- (9) 給食、給水実施状況
- (10) 衣料、生活必需品等供給状況

- (11) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
 - (12) 被災者の安否に関する情報
 - (13) 住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- 2 住民に対する広報の方法と内容
- (1) 広報手段
 - 住民に対し、迅速、的確に情報を伝達するとともに、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者に配慮した伝達に努めるものとする。
 - また、消防機関は、警察、自衛隊と協力して被災者等への情報伝達を行うものとする。
 - (2) 町の情報伝達手段
 - ア 町防災行政無線、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール等
 - イ 緊急に伝達する必要がある場合、広報車等により伝達する。
 - ウ テレビ、ラジオ、新聞紙面を通じて情報を伝達するよう県に要請する。
 - (3) 放送の利用
 - 町長が放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、緊急時などやむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。
- 3 記録写真の収集並びに記録映画等の作成
- (1) 防災関係機関は、災害写真を撮影したときは、その内容を速やかに広聴広報班に連絡するものとする。
 - 広聴広報班は機を失せず、その収集に努めるものとする。
 - (2) 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。
- 4 報道機関に対する発表等
- 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。
- 5 広聴（問い合わせ・相談）活動
- 住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、町民対応窓口を設置する。

6 住民への広報系統図



7 広報資料の収集

- (1) 各班（各課等）は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務班は各班の協力のもとに全体記録を収集するものとする。
- (2) 調査報告及び災害写真等は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用する。

第3節 通信運用計画

第1項 防災目標

- 災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保する。

第2項 対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 町防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため町防災行政無線（同報系：こうほうわたらい、移動系：ぎょうせいわたらい）を活用する。

「第2部 第2章 第5節 通信施設災害予防計画」参照

資料編 移動系及び同報系の防災行政無線の現況

(2) 電話による通話

「非常通話・緊急通話」は「102番」にダイヤルして利用する。いずれも他の交換手扱い通話に優先して接続される。

ア 非常通話 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる

場合に必要事項を内容とする通話は、すべての手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急通話 災害の発生、重大な事故等緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の予防、援助、復旧等を内容とする緊急通話については、非常通話の次順位として、手動接続通話により接続される。

ウ 衛星携帯電話

(3) 電報による通信

ア 「非常扱いの電報」

地震その他非常災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「15番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降—翌朝8時までは、0120—000115で受付)

- ・非常扱いの電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

イ 「緊急扱いの電報」

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「15番」にダイヤルして次の事項をオペレータに告げる。

(※22時以降—翌朝8時までは、0120—000115で受付)

- ・緊急扱いの電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

(4) 非常通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、非常通信を利用して通信するものとする。

また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

(5) 防災相互通信用無線による通信

防災に関する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(6) 県防災行政無線による通信

災害時において県、南勢志摩地域活性化局等の各防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して、広く正確な情報交換を行う。

(7) 消防無線による通信

消防機関を通じて通報するものとするが、この場合あらかじめ、通信設備の使用の承認を得るものとする。

(8) 孤立防止対策用衛星電話による通信

通信回線の途絶による特定地域の孤立を防止するためN T Tが防災関係機関(市町村等)に設置している孤立防止対策用衛星電話を通じて通報するものとする。

(9) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に配備し、災害状況報告並びに県災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努めなければならない。

(10) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又は輻輳しているときは、次の要領で非常無線通信を利用して通信するものとする。(非常無線通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照) また、非常通信協議会は災害時に相互の通信を確保するため、平常時より会員相互の連携及び通信訓練を実施し、その体制を強化するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。発信者は電報発信紙、その他適宜の用紙にカタカナ又は漢字まじり文で明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。ただし、一通の通信文の長さは200字以内とする。なお、通報依頼に当たっては、次の事項を明記して行う。

(ア) あて先の住所氏名(電話がわかれば記入のこと)

(イ) 本文

(ウ) 発信人住所氏名(電話があれば番号記入のこと)

(エ) 余白に「非常」と必ず記入のこと

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関(本町の場合は伊勢市消防署度会出張所)に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(11) 公共放送の活用

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、公共放送の活用を行う。

(12) アマチュア無線の活用

アマチュア無線の活用は、町防災行政無線「ぎょうせいわたらい」が混乱若しくは使用不能となった場合に日本アマチュア無線連盟三重県支部等の協力を得て、アマチュア無線の活用を行う。

(13) インターネット・パソコン通信の活用

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても極力利用することとする。

2 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

町は、専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図るとともに、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努める。

(2) 応急用資機材の確保

町は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。

(3) 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

(4) 訓練の実施

町は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努める。

第4節 ボランティアの受入体制

第1項 防災目標

- 参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティア・グループ等の連携により、ボランティアの円滑な受入体制を確立する。

第2項 対策

1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

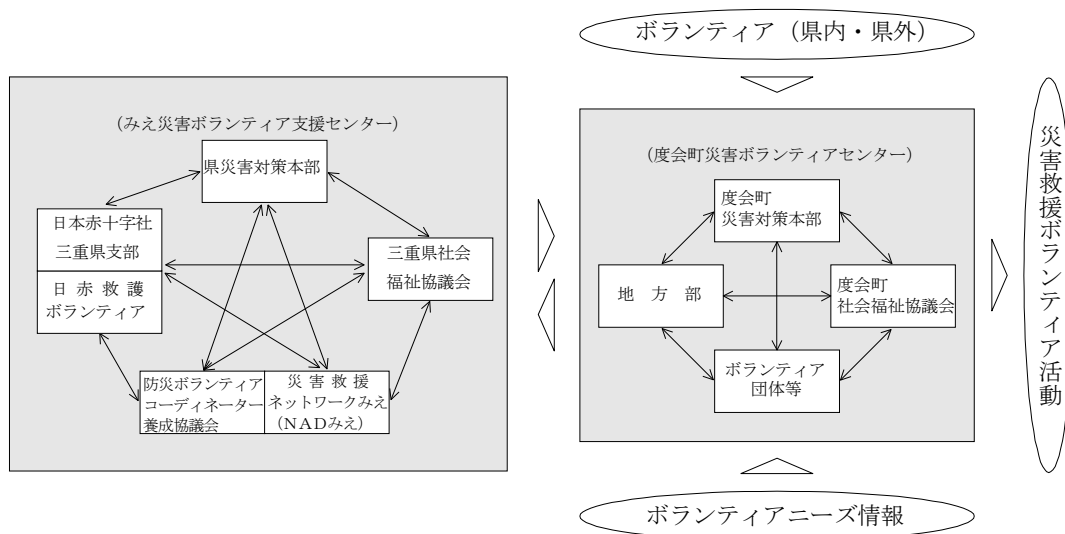
県では大規模災害発生時に地域内外からボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れるために、被災地域内外に、原則として地方部単位の広域で、「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

町は、被災状況等から町域内にボランティアニーズがある場合は、「度会町災害ボランティアセンター」を設置し、「みえ災害ボランティア支援センター」との連携を図りながら、地域内外からのボランティア（一般、専門職）を円滑に受け入れる。

(1) 構成機関

南勢志摩地方部（救援対策部門）、町災害対策本部、日赤救護ボランティア、町社会福祉協議会及び地域内外のボランティア等が相互協力の上、一体となって行う。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図



(2) みえ災害ボランティア支援センターの機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

- ア ボランティア（一般、専門職）のコーディネート
- イ ボランティア（一般、専門職）の活動支援
- ウ 関係機関との連携等
- エ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

(3) 度会町災害ボランティアセンター機能

被災状況等から町域内にボランティアニーズがある場合は、度会町地域福祉センターを現地災害ボランティアセンターとして設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

- ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- イ 「みえ災害ボランティア支援センター」との連絡調整
- ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
- オ その他ボランティア（一般、専門職）活動に関する庶務

第5節 救助活動

第1項 防災目標

- 災害が発生した場合、迅速に救護活動を行う。
- 周辺住民や自主防災組織等は、可能な限り早期に救護活動に参加する。

第2項 対策

1 救助活動

(1) り災者の救出は、町災害対策本部において迅速に実施するのを原則とする。しかしながら、救出は、災害の種類、被災地域の状況等によって条件が異なり、かつ特殊技術器具等を必要とする場合もあって、町独自の機能では十分な救出活動が期待できないところもあるので、県、警察及び隣接市町と緊密な連絡をとり、自主防災組織に協力を求めるなど万全を期するものとする。

ア 本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動にあたるものとする。

イ 当該市町の救助力が不足すると判断した場合には、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

(ア) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該規定の定めるところにより応援出動する。

(イ) 近隣市町間の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊を要請する。

(2) 救助の対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

ア 火災時に火中にとり残された場合

イ 倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合

エ 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合

オ 自動車等の大事故が発生した場合等

カ 救助活動の応援要請

町長（町災害対策本部長）は、町内の消防機関で救助活動の対応できない場合、「三重県内消防相互応援協定」に基づく三重県緊急消防救助隊の応援出動を要請する。

2 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊等の応援部隊やその他の救助活動に必要な施設、空地等を確保する。

3 資機材の調達等

(1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が推考するものとする。

(2) 町は、必要に応じて、民間から協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

4 住民への協力要請

町は、被災地の地元住民や自主防災組織等に対し、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に協力するよう呼びかける。

5 救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注) 「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については「遺体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。

第6節 医療・救護活動

第1項 防災目標

- り災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各フェーズでの確かな医療活動を行う。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

第2項 対策

1 実施体制

- (1) 町長（町災害対策本部長）は、伊勢地区医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当並びに医療品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- (2) 町長（町災害対策本部長）は、町のみでの医療救護活動で対処できない場合は県に応援を要請する。
- (3) 伊勢地区医師会は、町長（町災害対策本部長）から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容する必要がある場合には管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

(4) 業務分担及び担当機関は以下による。

| 業務分担 | 担当機関 |
|------------------|-------------------|
| 傷病者の救出及び医療機関への搬送 | 警察、消防機関、医療機関、※自衛隊 |
| 医療機関への出動要請 | 県、町 |
| 現場及び搬送中の応急措置 | 医療従事者、消防機関の救急隊員 |
| 関係機関への協力要請 | 県、町 |
| 災害警備 | 警察 |

(※災害派遣要請があった場合)

2 医療・救護活動

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア 医療救護班の編成基準

医師 1～2名（うち1名は班長）

看護師又は保健師 2～5名（うち1名は看護師長）

事務職員 1～2名

※ 災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることとする。

イ 医療救護班の派遣による実施

(ア) 救護所（現地医療活動場所）の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

町

c 設置場所

町があらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて適切な場所に設置

d 役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

e 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とする。

(イ) 避難所救護センターの場合

a 設置機関

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、伊勢地区医師会と行政（県災対本部、県地方部、町災対本部）とが協議して決定する。

b 設置場所

避難所内又は周辺

c 設置者

町

d 役割

(a) 避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）

(b) その他状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

(注) 町長は、あらかじめ医療施設の利用について伊勢地区医師会等と十分協議しておくものとする。

ア 医療機関による方法

実施責任者は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

イ 患者搬送及び収容の実施

実施責任者は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施するものとする。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

ウ 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、南勢志摩地方部に対し、医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班の派遣要請等を行い実施する。要請又は連絡に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 医療及び助産救助の実施場所

(イ) 救助を必要とする対象人員及び医療機関の状況

(ウ) 救護の状況

(エ) その他必要な事項

3 救護所の設置等

(1) 救護所の設置

町長（町災害対策本部長）は、医療・救護活動のために必要と認めた場合、町の実情に合わせた候補施設等を救護所とする。

(2) こころのケアの実施

町は、被災者のこころのケアについての相談窓口を救護所に設けるとともに、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等の協力により活動を行う。

4 医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握し、伝達するよう努める。

5 負傷者の搬送

消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第3部 第3章 第12節 緊急輸送活動」により応急的に措置するものとする。

また、町長は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

6 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは災対法の規定に準じた額とする。

(4) 費用の支弁区分

ア 町の支弁

町長が対策を実施する債務を有する災害については、町が負担するものとする。

イ 県の支弁

救助法が適用された災害については、法の定めるところにより支弁するものとする。

ウ 会社、工場、企業等が第一原因者で発生した災害又は事故については、当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(5) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また廃疾となったときは、基本法第84条第2項等又は救助法第29条の規定に基づき、上記「4」用の支弁区分」に定めるところにより、町又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族者被扶養者がこれによって受ける損害を補償するものとする。

7 医薬品等の確保

災害時における医療・助産に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、関係機関は連携して緊急時における医薬品・衛生材料等の調達に努める。不足する場合には、南勢志摩地方部に要請する。

8 町内医療機関

| | | | |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| 越智ファミリークリニック | 電話62-2255 | わたらい診療所 | 電話64-1010 |
| 森本医院 | 電話62-0140 | | |
| 西川整形外科 | 電話63-0007 | | |

第7節 災害警備活動

第1項 防災目標

- 様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を行う。

第2項 対策

1 警察の行う対策

災害時における警察の警備対策の具体的な運用については、「三重県警察災害警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察体制の種別等に応じて、県本部及び署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

ア 災害警備本部の設置

災害警備実施全般を総括するため、県警察本部に「三重県警察災害警備本部」を、災害地を管轄する伊勢警察署には「伊勢警察署災害警備本部」を設置する。

イ 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって災害警備部隊を編成する。なお、他府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法第60条の規定に基づいて、県公安委員会から要請する。

(2) 実施事項

- ア 情報の収集・連絡
- イ 救出救護等
- ウ 避難誘導等
- エ 身元確認等
- オ 二次災害の防止
- カ 危険箇所等における避難誘導等の措置
- キ 社会秩序の維持
- ク 緊急交通路の確保
- ケ 被災者等への情報伝達

- コ 報道対策
- サ 情報管理システムに関する措置
- シ 関係機関との相互連携
- ス 自発的支援の受入れ

2 町の行う対策

(1) 住民への呼びかけ

町は、災害広報活動を通じて、被害等の状況や応急・復旧に関する正確な情報を住民に伝えることにより、人心の安定を図るとともに、秩序ある行動をとるように呼びかける。

(2) 各地区における巡視等

町は、警察（伊勢警察署）の警備体制に協力するために必要と認められる場合、消防団、自主防災組織による各地区における巡視等の協力を要請する。

第8節 交通応急対策

第1項 防災目標

- 道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。
- 発災後の、緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うために、緊急交通路を確保する。

第2項 対策

1 交通規制

(1) 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者及び警察（伊勢警察署）が実施する権限を有するもので、災害時は、道路の安全と緊急輸送道路を確保するため、速やかに必要な規制を行うものとする。

(2) 交通状況の調査

ア 道路管理者は、災害の発生により道路状況を調査する必要があるときは、直ちに道路パトロールを行う。

イ 災害時に、道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混雑した状況を発見した者は、速やかに警察官又は道路管理者に通報する。

(3) 道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、次の場合において、警察（伊勢警察署）との密接な連絡を行い、適切な処置をとるものとする。

ア 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められるとき

イ 道路の応急復旧等に関する工事のため、必要と認められるとき

(4) 警察による交通規制

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物

資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、警察（伊勢警察署）は交通規制を実施する。

(5) 交通規制の広報

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課において、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。

2 路上放置車両等に対する措置

(1) 警察官の措置

基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。

(2) 消防職員の措置

消防職員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいないうちに限り、1の警察官の取る措置を行うことができる。ただし、消防職員の取った措置については、直ちに伊勢警察署長に通知しなければならない。

(3) 災害派遣部隊の自衛官の措置

災害派遣部隊の自衛隊の自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいないうちに限り、1の警察官の取る措置を行うことができる。ただし、自衛官の取った措置については、直ちに伊勢警察署長に通知しなければならない。

3 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。

イ 事前届出についての事務は、伊勢警察署交通課が受付し、警察本部交通規制課において行なわれる。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

イ 上記により確認した場合は、公安委員会は、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

ウ 標章は当該車両の前面の見易い部位に掲示するものとする。

(3) 緊急通行車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署及び災害時に設置される交通検問所又は知事部局において取り扱われる。

4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図るものとする。

参考

- (1) 基本法施行令第32条第2項に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- (2) 基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は cm とする。

第9節 危険物施設等応急対策

第1項 防災目標

- 危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設等の事故等による災害の発生時における被害の拡大を防止する。

第2項 対策

1 施設責任者のとるべき措置

(1) 危険物製造所等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。

(2) ガス施設等

ア 災害発生防止の緊急措置

(ア) 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請（基本法第58条）

(イ) 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（同法第63条）

(ウ) 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置。同法第64条）

イ 災害応急対策

(ア) 発見、通報と住民の安全

警察官は、災害における危険時に、ガス事務所、高圧ガス製造所、販売所、貯蔵所等の事業主から届け出を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保するものとする。

(イ) 火気規制、立入規制

ガス事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

ウ 避難の指示及び場所

危険のおそれのある場合に区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

(3) 毒物劇物施設

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

ア 危害防止に必要な措置

毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊勢保健所、伊勢警察署又は消防本部に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

イ 県との連携

町は、県（保健福祉事務所）と密接な連絡をとり、住民に対する広報汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。

ウ 防災関係機関のとりべき措置

施設の責任者及び町、伊勢警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。

- (ア) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
- (イ) 交通の遮断、避難、広報の実施
- (ウ) 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

(4) 放射性物質施設

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

ア 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委任された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

- (ア) 伊勢保健所
- (イ) 伊勢警察署
- (ウ) 伊勢市消防本部又は伊勢市消防署度会出張所
- (エ) 町役場

イ 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生 of 通報を受けた所轄保健所及び警察署は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

- (ア) 住民に対する広報
- (イ) 汚染区域の拡大防止措置
- (ウ) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (エ) 避難指示及び勧告
- (オ) 被ばく者の救出及び救護
- (カ) 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡
- (キ) 輸送中の事故にあつては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第10節 公共施設・ライフライン施設応急対策

第1項 防災目標

- 災害発生後の二次災害を防止する。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第2項 対策

1 被害箇所等の把握

- (1) 災害時に公共施設・ライフライン施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官又は町は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況の調査を指示する。調査の結果、支障箇所を発見したときは、その箇所、被害状況等を防災関係機関に連絡する。
- (3) 公共施設・ライフライン施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

2 公共土木施設等

(1) 道路、橋梁

ア 緊急交通路の確保に引き続き、地域住民の生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 障害物の除去については、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等が協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するものとする。

(3) 砂防設備・治山施設

地震発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム、治山ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。また、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 発生後の降雨等による土砂災害の発生防止、軽減を図るため、県に協力して土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難対策を行うものとする。

イ 土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行うものとする。

(5) 避難行動要支援者関連施設の土砂災害対策

避難行動要支援者関連施設が土砂災害発生のおそれあるとき又はそのおそれがあると県から通知があったときは、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て避難誘導対策を講じるとともに、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて速やかに応急対策を実施する。

3 簡易水道の応急対策

- (1) 施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。
- (2) 施設の復旧作業は、本管及び医療施設及び緊急を要する施設の配水管などの重要施設から優先的に実施する。
- (3) 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
- (4) 町のみでの対応が困難な場合、三重県水道災害広域応援協定（H9.10.21締結）はもとより、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定（H15.7.1締結）を活用する。

4 ライフライン関係機関への連絡

町は、電気・ガス・電話等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等について確認しておくことにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある非常事態（地震発生）時には、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。

第11節 障害物除去活動

第1項 防災目標

- 救出、救助活動の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、障害物を除去する。

第2項 対策

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行うものとする。

- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

4 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積又は保管するものとする。

- (1) 集積するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他集積に適当な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 障害物除去に関する応援及び協力

町は、障害物の除去について県に応援、協力の要請をすることができる。

5 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次によるものとする。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施するものである。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

(3) 費用の限度

災害救助法による救助の程度と期間のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(4) 期間

災害発生の日から10日以内

第12節 緊急輸送活動

第1項 防災目標

- 町は、災害応急対策活動に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

第2項 対策

1 輸送の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記1の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記2の続行
- イ 災害復旧に要する人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

災害輸送は、その応急対策を町で処理できないときは、北勢地方部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

さらに、必要に応じ、災害応援に関する協定に基づいて応援を求めるものとする。

(1) 車両等の確保はおおむね次の順序による。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 自動車運送事業用車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 町災対本部における輸送力の確保

- ア 陸上輸送

(ア) 町有車両の活用

緊急輸送活動は、町有車両の適正配置に努め、効率的な活用を図る。

(イ) 配車の要請

- a 町長の指示により、各班の協力を得て、総務班が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。
- b 車両等の把握、配車については総務班が担当し、確保に努める。
- c 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
- d 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務部に報告する。
- e 配車に当たる町職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

(ウ) 町有以外の車両の確保

- a 各班は町有以外の車両を確保する必要がある場合は民間車両に確保要請する。
- b 町災害対策本部長は、町内の民間車両の協力を得て確保するものとするが、確保が困難な場合又は輸送上他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、隣接の市町又は南勢志摩地方部に協力を要請するものとする。

ア 空中輸送

災対本部は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、地方部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするものとする。

イ 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送を図るものとする。輸送のための労力の確保は、「第3部 第1章 第2節災害対策要員の確保計画」の定めるところによるものとする。

ウ 従事命令による輸送力の確保

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して確保するものとする。

従事命令の方法は、次の者に対して「第3部 第1章 第2節災害対策要員の確保計画」の定めるところによるものとする。

(ア) 自動車運送事業者及びその従事者

(3) 燃料の確保

災対本部は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めるものとする。

(4) 道路情報の収集・伝達

災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できる体制を敷くものとする。

(5) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、町域内における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付）とし輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度内）で所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手借上げのときは賃金）程度の費用とする。

4 救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

(1) 範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理（埋葬を除く。）
- キ 救済用物資の整理配分

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第13節 農林施設等災害応急対策

第1項 防災目標

- 風水害等による農業用施設、林道施設、農産物、畜産、林産物等に対する被害の軽減及び拡大を防止する。

第2項 対策

1 農業用施設応急対策

施設の管理者である受益者代表及び区長等は、かんがい用排水路、ため池、農道等が損傷し、危険を生じたときは、町災害対策本部に連絡し、その関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある附近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止に努めるものとする。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、町は、伊勢農林水産商工環境事務所及び農協等が協力して対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ県科学技術振興センター農業研究部等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

(2) 採種ほ産種子の確保のあつせん

町は、県及び農協機関等と連絡を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県に対して災害応急用種子のあつ旋を依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。

イ 病虫害防除所等、町及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図る。

ウ 防除器具は、町において整備する。

また、農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連携を保ち、防除に必要な農薬の確保を行う。

2 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、本計画による。

(1) 家畜伝染病防疫対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、県の防疫計画に基づき、家畜保健衛生所長が、管内家畜防疫員を指揮して実施する。

なお、必要に応じ、家畜伝染病防疫対策本部を設け、家畜の防疫に万全を期する。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期するように農林班が連絡調整を行う。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施する。

(4) 消毒薬等の確保

救助法が適用された地域における伝染病発生に伴う必要消毒薬品については、県により確保されるが、一般疾病の治療に必要な医薬品については、畜産家の要請に応じて町が県の協力を得て確保する。

3 林産物応急対策

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については本対策による。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜き取り及び焼却等に努める。

イ り災造林地においては、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに、枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。

(2) 病虫害の防除

被災木は病害木の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 風倒木の除去

町は、風倒木による二次災害を防止するため、森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒

木の除去等の措置を講じるものとする。

4 林道施設応急対策

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確には握し、これらの施設の機能を維持するために応急対策を講じるものとする。特に居住地に接続する林道及び簡易水道施設に至る林道については、災害時の生活道路としての機能が要求されるため、この応急対策については、優先して実施するものとする。

5 農協等との連絡体制

災害対策本部農林班は、被害の状況等について農協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡もしくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとする。

第14節 給水活動

第1項 防災目標

- り災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給する。

第2項 対策

1 実施責任

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県若しくは日本水道協会等にこれの実施又は要員、給水資機材供出の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

2 実施体制

災害発生により水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施するものとする。

また、町は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池及び浄水場の備蓄水量により1日1人約3リットルの飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

この場合、町において、その総力をあげても困難なときは、県、市町村及び水道事業団体で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、応援又は協力して行うものとする。

3 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽、プール等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の

確保に努め、保有状況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

4 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給するものとする。

- (1) 給水方法は指定避難所、医療施設、学校、町役場などの拠点給水とし、給水する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められるときは、適正な処理を行った上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給する。

5 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県を通じ自衛隊、日本水道協会等防災関係機関に、あるいは他市町村等に対して応急給水及び施設の復旧のための応援要請を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

6 救助法が適用された場合

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。

- (3) 費用
飲料水供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか給水及び浄水に必要な機械、

器具の借り上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第15節 食料供給活動

第1項 防災目標

- り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

第2項 対策

1 実施体制

災害時における主食等の供与及び炊き出しは町長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとする。

2 食料の調達方法

(1) 米穀の取扱い

ア 災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等、給食を行う必要があると認められる時は、「主食用米穀売却要領 [平成7年11月1日付け7食糧業第817号(業流)]」及び「災害時における米穀類応急供給実施要領 [平成2年12月4日付普農第2570号県農林水産部長名]」により取扱うものとする。

イ 卸売業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図るものとする。

(2) 副食の供給

炊出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じる。

(3) 乳幼児用牛乳、乳製品、調製粉乳(アレルギー用含む)の供給

関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。

(4) その他食料品の取扱い

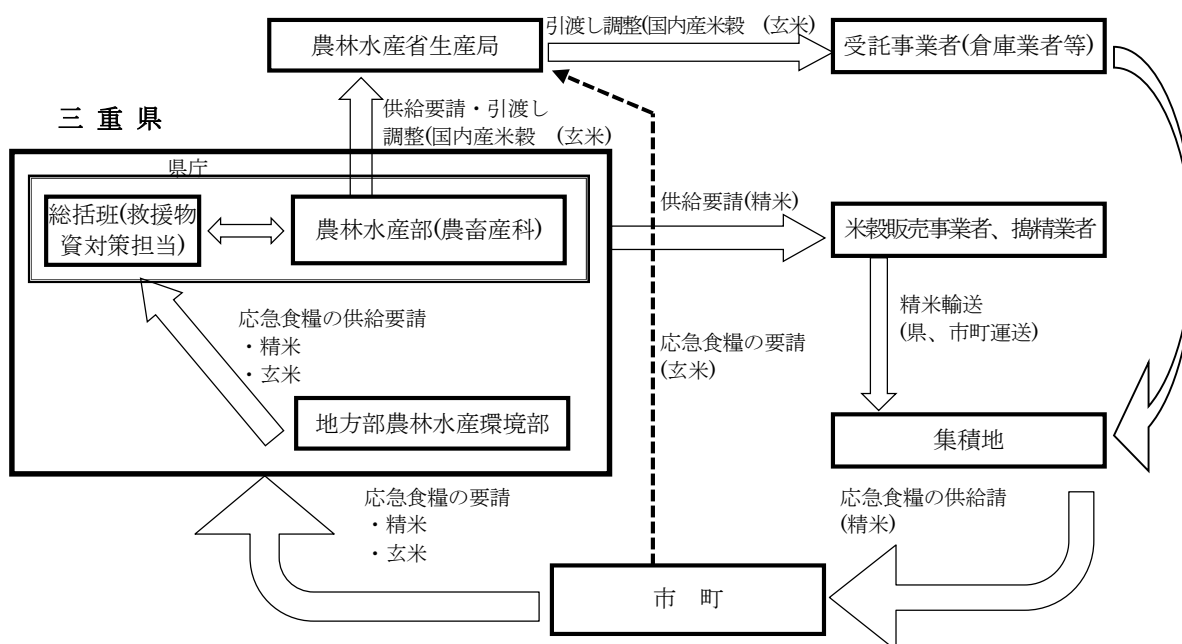
災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

(5) 避難行動要支援者に配慮した食料の備蓄

社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行うとともに食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとする。

ア 食料は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。



3 炊出しの実施及び食料の配分

(1) 炊出しの実施

ア 炊出しは自主防災会、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

なお、炊出しの場所には町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 供給対象者は、り災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

エ 供給数量は町長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

なお、知事と市町村長とは応急食料の引渡しの円滑を期するため、応急食料の延納販売に関する事前の協定を締結しておくものとする。

(3) 炊出し予定場所

給食センター、改善センター、各地区集会所等の既存の諸施設を利用して行うものとするが、必要により野外に施設を開設する。

4 救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害をうけ一時縁

故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

第16節 生活必需品等供給活動

第1項 防災目標

- り災者等に対して、日常生活に欠くことの出来ない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

第2項 対策

1 実施体制

(1) 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が実施する。また、救助法が適用された場合は、各世帯に対する割当及び支給は、町長が実施する。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

ア 町は地域内で調達できる生活必需品の調達及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 町は、地域内において輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

ウ 町は、孤立者に対して、県と連携して、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(3) 生活必需品等供給の実施方法

ア 対象者

(ア) 供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需物資を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 避難行動要支援者への配慮

町は、町社会福祉協議会を通じ、社会福祉施設等に対し、避難行動要支援者に配慮

した物資の備蓄を促進するよう要請を行う。

- a 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- b 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料等について現物をもって行う。

イ 燃料の確保

町は、炊き出しに必要なLPガス及びその器具の調達が困難な場合は、県（健康福祉部）に対し要請を行い、県は、（社）三重県エルピーガス協会伊勢支部に対し調達協力を依頼する。

ウ 避難所に対する供給

避難者に対する生活必需品等供給は、町が避難所の施設等を利用して配給する。

エ 生活必需品の配分

救援物資等の配分に当たっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

3 物価の安定及び物資の安定供給

- (1) 町は、備蓄物資の安定的供給とともに、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、事業者及び県、近隣市町等との協議により不足量を確保し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。
- (2) 町は、災害広報活動等により、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

4 救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給（貸）与品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。

ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

(4) 給（貸）与の期間及び費用の限度

- ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

イ 給（貸）与のため支出できる費用は、「災害救助法により救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

第17節 防疫・保健衛生活動

第1項 防災目標

- 被災地における感染症の流行等を未然に防止する。

第2項 対策

1 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は町長が行う。

2 防疫体制の確立

伊勢保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

3 検病調査及び健康診断

(1) 検病調査班の編成

検病調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名及び助手1名で編成する。

(2) 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。

(3) 検病調査班の用務

ア 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握

イ 未収容患者及び保菌者に対する適切な対応

ウ 全般的な戸口調査

エ 前号より疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

(4) 検病調査の結果、必要があるときは、法第17条の規定による健康診断を実施する。

4 知事の指示による防疫措置の実施

知事が感染症の予防上必要と認めて発する次の指示を受けたときは、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行わなければならない。

(1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（この節において以下「法」という。）第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示

(2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(3) 法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示

- (4) 法第31条第2項の規定による水の使用制限等の指示
- (5) 予防接種法第6条の着手による臨時予防接種に関する指示（町長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

5 防疫実施要領

町長が実施する消毒その他の措置は、感染症予防法施行規則第14条から第16条までの規定により実施するものとする。

6 薬剤等の確保

防疫用薬剤等の調達及び確保については、「第2部 第2章 第7節 医療・救護計画」による。

7 食品衛生対策

食品衛生監視員（県職員等）による臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）及び営業施設等への現地指導を踏まえ、災害発生に伴う食品衛生上の問題を排除することによって、安全で衛生的な食品を供給し、事故の発生を未然に防止する。

(1) 臨時給食施設

町は、関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、現場指導の徹底によって事故の発生を防止する。以下の重点指導事項を実施する。

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器器具の消毒
- ウ 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- エ 原材料及び食品の検査

(2) 営業施設

生鮮食品取扱営業施設を重点的に監視するとともに、製造、調理、加工、保存及び陳列されている食品の検査を実施することによって、不良食品の供給を排除する。以下の重点指導事項を実施する。

- ア 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水がひいた後、施設及び設備を完全消毒の上、県の食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- イ その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗及び変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員のみでは、十分な監視指導が出来ない場合もあると考えられるので、状況により県内の食品衛生指導員を指揮して、指導に当らせるよう配慮する。

9 愛玩動物対策

自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

第18節 清掃活動

第1項 防災目標

- 被災地において大量に発生する廃棄物等を適切に処理し環境衛生に万全を期す。

第2項 対策

1 実施責任者

町は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷き、実施するものとする。特に甚大な被害をうけた場合で、町の収集運搬に支障を生ずる場合は、県災害対策本部に連絡の上、近隣市町又は他府県へ応援を要請することとする。

2 ごみ処理

- (1) 被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。
- (2) 日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。
- (3) 処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。
- (4) 特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、その程度に応じて近隣市町村あるいは県に応援を要請することとする。
- (5) ごみ処理は、焼却のほか、必要に応じ埋立て等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。なお、施設的能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮するものとする。
- (6) 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めるものとする。

3 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮するものとする。(し尿発生量は、一人1日あたり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、器材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用するものとする。

4 応援協定に基づく応援要請

町のみでは処理が困難と判断した場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請するものとする。

5 死亡獣畜の処理

(1) 処理方法

死亡獣畜（牛・馬・豚等が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

ア 埋却

死亡獣畜から地表面まで1 m以上の余地を残す深さとし、死亡獣畜等の上には厚く生石灰その他の消毒薬を散布した後、土で覆うこと。

イ 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板をおき、死亡獣畜をのせ、その上に更に薪を置き、重油（A）をかけ、むしろ被覆して焼き、土砂をもって覆うこと。

(2) 特定動物（猛獣類）における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準じて行うものとする。

第19節 遺体の捜索・処理・埋火葬

第1項 防災目標

- 多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

第2項 対策

1 実施責任

- (1) 死体の捜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。
- (2) 死体の検視は、警察が行うものとする。
- (3) 町は、遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、警察との協議の上、遺体の取扱場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

遺体の捜索は、町災対本部において消防団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請等

町災対本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 町災対本部は、南勢志摩地方部（伊勢保健福祉事務所）に遺体捜査の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

3 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに伊勢警察署に連絡し、その検視をまっ必要に応じ、次の方法により死体を処理するものとする。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町災対本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借り上げ（仮設）、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

4 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋火葬の実施にあつては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあつては土葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

なお、埋火葬の実施が、町災対本部でできないときは、第2の2「応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

5 救助法が適用された場合

(1) 遺体の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ 費用

遺体捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地区における通常の実費とする。なお、輸送費及び人夫費は、遺体捜索費から分離し、「人夫費」、「輸送費」として、一括計上するものとする。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 遺体の処理、収容

ア 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

ウ 方法

遺体の処置は、救助の実施機関内において現物給付で行うものであること。

エ 費用の限度

(ア) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりとする。

(イ) 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(ウ) 遺体処理のため必要な輸送費及び人夫費は、当該地域における通常の実費とする。(輸送費及び人夫費の項で処理する。)

(エ) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 遺体の埋火葬

ア 遺体の埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

イ 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施機関は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

ウ 費用

(ア) 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

- a 棺（付属品を含む。）
- b 埋葬又は火葬（人夫費を含む。）
- c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 費用の限度

救助法による救助の程度、方法、期間一覧表のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(ウ) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第20節 文教対策

第1項 防災目標

- 被災後、速やかに被災地の教育機能を回復する。
- 町内文化財の被害を未然防止、又は被害拡大防止を図る。

第2項 対策

1 応急計画の策定

災害発生時における児童生徒・園児の安全及び教育施設の確保を図るため、町教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施するものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校・保育所では平素から災害に備え教職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員・保育士の参集等についての体制を学校（園）防災マニュアルづくりの推進等により整備するものとする。

(2) 児童生徒・園児の安全確保

ア 在校・在園中の安全確保

在校・在園中の児童生徒・園児の安全を確保するために、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒・園児の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒・園児の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、保育士、児童生徒・園児、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を被害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 応急教育の実施

文教施設、設備等の被災又は児童生徒・園児のり災により、通常教育・保育が行えない場合の応急教育は以下の計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保（実施責任者）

町立学校、町立学校以外の町の教育機関……………町教育委員会

(2) 文教施設、設備等の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

ア 校（園）舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。

イ 校（園）舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上げ等により、仮校（園）舎を設置する。

(3) 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

(4) 教職員・保育士の確保

教職員・保育士の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、教職員・保育士の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用について検討を行う。

3 学用品の調達及び確保

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒・園児に対し被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、町長（救助法が適用された場合は知事の委任による町長）が行う。

4 被災園児・児童・生徒の保健管理

被災園児・児童・生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとする。

5 文化財の保護

(1) 被害報告

指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告するものとする。町教育委員会は、被害状

況を直ちに集約し、県指定文化財については県に、国指定文化財については国（文化庁）に報告する。

(2) 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

(3) 応急対策

指定文化財が被害を受けたときは、町教育委員会は、国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、町教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について必要な指示・助言を行う。

所有者等は、町教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではない。

6 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努める。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意する。また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊出し用にも供されるため、その調整に留意するものとする。

7 救助法が適用された場合

(1) 学用品の調達及び確保

ア 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）

イ 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 費用及び期間

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

第21節 住宅応急対策

第1項 防災目標

- 被災者に対し、生活の基盤である住居の確保のため、住宅相談窓口を設置し、住居の応急修理や提供（応急仮設住宅(建設・借上)、既設公営住宅等）を行う。
- 水害等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、その後の降雨等により宅盤・擁壁等が変状することが想定されるため、被災宅地の二次災害を防止する。

第2項 対策

1 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として町長が行う。
救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは町長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。
- (3) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

また、設置場所については、町において決定する。なお、町は、仮設住宅の建設可能箇所を把握しておくものとする。

(1) 入居者

- ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(注) (3) に該当する者の例

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない未亡人及び母子家庭
- (エ) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) アからカまでに準ずる経済的弱者

(2) 建設用地の選定

- ア 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

(3) 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各職工組合（大工、左官、建具等）と協定して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(4) 避難行動要支援者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者に配慮した住宅の建設を考慮するものとする。

(5) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。従って町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(6) 費用の限度

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(7) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

3 被災住宅の応急修理

必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急修理を実施すれば、居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

4 救助法が適用になった場合の住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用

救助法による救助の程度、方法、期間一覧のとおり。

資料編 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

(3) 期間

災害発生の日から1か月以内とする。

(4) 救助法が適用されない場合の措置

救助法が適用されない場合は、町が住宅の応急修理の実施を検討する。

5 町営住宅の被害調査

災害が発生した場合、町は町営住宅の被害調査を行い、必要な応急措置を行うとともに、居住する住家を失った被災者に供することができる戸数を把握する。

6 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

第22節 災害救助法の適用

第1項 防災目標

- 災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合に、速やかに所定の手続きを行う。

第2項 対策

1 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令（本節において以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。

(1) 適用条件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

- ア 町域内において40世帯以上の住家が滅失したとき（施行令 第1条 第1項 第1号）。
- イ 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内において20世帯以上の住家が滅失としたとき（施行令 第1条 第1項 第2号）。
- ウ 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき（施行令 第1条 第1項 第3号）。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（施行令 第1条 第1項 第4号）。

2 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、

生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に住居することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助の種類と実施権限の委任

(1) 救助法による救助の種類

- ア 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の給与）
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害に遭った者の救出
- カ 災害に遭った住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた町長は、当然、委任された救助の実施責任者となるものである。

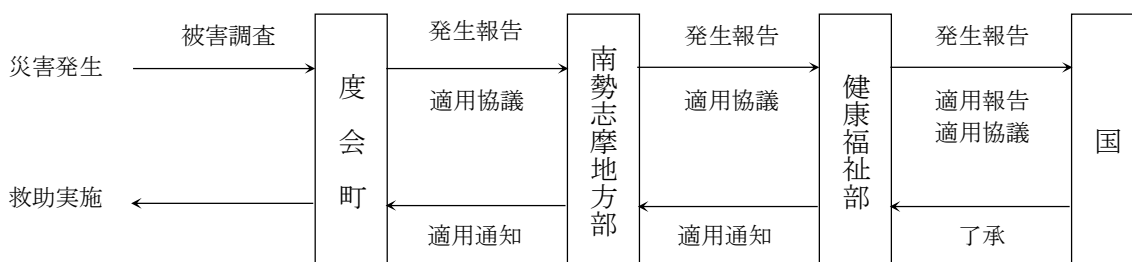
(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害用慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

4 適用手続

(1) 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、町は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。

(2) 救助が緊急を要し、知事の救助をまついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

救助法適用に関する情報伝達系統



第23節 災害義援金・義援物資の受入・配分

第1項 防災目標

- 被災者に対する義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行う。

第2項 対策

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会 日本赤十字社三重県支部
三重県社会福祉協議会 県、度会町、その他各種団体

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

このため、被災市町村は、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県災対本部に報告する。

3 保管

義援金については、町災害対策本部において一括とりまとめ出納室に保管し、義援品については、各関係機関において保管するものとする。

4 配分、輸送

配分の単位を市町村として被災地の状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。また、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付するものとする。なお、配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第24節 航空機事故等、突発的災害に係る応急対策

第1項 防災目標

- 航空機の墜落炎上やガス爆発、トンネル崩落等による道路災害、大量の油流出など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に必要な対策について定める。

第2項 対策

1 活動体制

町は、これらの緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災対本部を設置して、適切な配備体制を敷くものとする。

なお、詳細については、「第3部 第3章 第1節 被害情報収集・連絡活動」によるものと

するが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、町災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

2 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 消防救急活動及び救助活動
- (3) 医療・救護活動
- (4) 被災者及び地域住民の避難対策活動
- (5) 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

第4部 災害復旧計画

第1章 復旧にかかる支援措置

第1節 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

- 公共施設の災害復旧にあたっては、原型復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。

第2項 対策

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、再度災害防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに復旧方式を定め、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

(2) 砂防災害復旧計画

河川上流部から土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基本となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

(3) 道路災害復旧計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

(4) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上、計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに県に要請する。なお必要な場合応急工事による対策を要請する。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

本町における農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべりによって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤防決壊、かんがい用井堰の流出、ため池堤防及び農道の決壊等である。農地農業用施設の災害については、現在まで原

形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮する上からも、今後は更に被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画に当たっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業、海岸保全施設整備事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

(2) 林道災害復旧計画

本町における林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすことが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は水産業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設において政令で定められたものが、1箇所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

(1) 社会福祉事業を行う関係施設

ア 地方公共団体の設置に係るもの

イ その他のものの設置に係るものが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。

ウ 前記(1)のイに規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)のイに規定する災害により著しい損害を受ける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助をするものとする。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童生徒・園児を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に、学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立に当たっては次の点に留意する。

(1) 災害の原因を研究し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。

(2) 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。

- (3) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

第2節 財政金融計画

第1項 基本方針

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通じる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担する。
- しかし、このことで、町の財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第2項 対策

1 費用の負担者

- (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

| | |
|--------------------------------|-----------|
| ア 救助法 | 第36条 |
| イ 水防法 | 第44条 |
| ウ 基本法 | 第94条、第95条 |
| エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 | 第62条 |

- (2) 応援に要した費用

町が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

- (3) 知事の指示に基づいて市町長が実施した費用

知事の指示に基づいて市町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適當と認められるもののうち、市町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

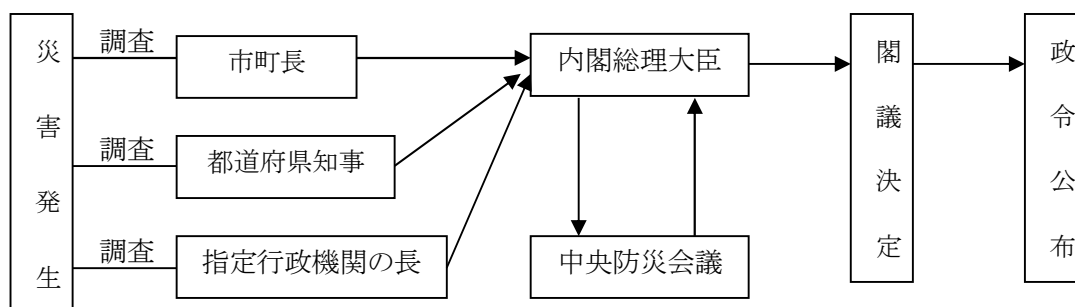
- (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内

において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

- (2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用
非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町の負担が不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。
- (3) 災害復旧事業費等
災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。
- (4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費
基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



- (5) 激甚災害に係る財政援助措置の対象
 - ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
 - (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ス) 堆積土砂排除事業

- a 公共施設の区域内の排除事業
- b 公共的施設区域外の排除事業
- (セ) 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
 - (ウ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除(都道府県の措置)
 - (エ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - (エ) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (オ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) 災害者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 災害対策基金

町は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により災害対策基金を積み立てることができる。

4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害

が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 中小企業振興対策

第1項 基本方針

- 町内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、主として県が行う融資に関する援助指導に町商工会とともに協力し、ひいては、町経済活動の回復を図るものとする。

第2項 対策

- 1 災害時に被災中小企業者のため、各種融資相談に応じる。また、必要に応じて現地に融資相談所を設ける。
- 2 災害復旧資金については、県の融資制度の活用を図るとともに、政府系中小企業金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）への積極的な融資紹介等を行う。

第4節 農林業経営安定対策

第1項 基本方針

- 被災農林業者等の自立を支援する。

第2項 対策

1 日本政策金融公庫等融資制度

被災により経営に支障を生じている農業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介するものとする。

(1) 農業関係

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農業経営基盤強化資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金
- エ 農林漁業施設資金

(2) 林業関係

- ア 林業基盤整備資金
- イ 農林漁業施設資金
- ウ 農林漁業セーフティネット資金

エ 林業構造事業推進資金

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定める。

第5節 被災者の生活確保

第1項 基本方針

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図る。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2項 対策

1 罹災証明書の交付

罹災証明書は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や町税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって、必要とされる住家及び非住家（以下「住家等」という）の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) 罹災証明の対象 農業関係

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた住家等について、損壊等に関する以下の証明を行うものとする。

- ア 全壊
- イ 大規模半壊
- ウ 半壊
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水
- カ 一部破損
- キ 一部被害

(2) 罹災証明を行う者

罹災証明は、町長が行うものとする。

(3) 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる住家等の所有者又は使用者の申請に基づき、被災者台帳と照合し罹災証明書を遅滞なく発行するものとする。

(4) 被害住家等の判定基準（上記(1)アに係るもの）

罹災証明書を発行するにあたっての被害住家等の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づき1棟全体で行うものとする。

判定にあたっては「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当））に沿って被害認定調査を行うものとする。

被害認定調査は、原則として外観目視調査とするが、調査量が少ない場合等は、申請者の立会いのもと、内部立ち入り調査とすることも検討する。

なお、被災者が調査結果に不服がある場合、申出に基づき、再調査を行うものとする。

(5) 罹災届出証明書

住家等以外のもの（住家等の付帯物及び家財等）が罹災した場合において、町長が必要と認めたときは、被害の事実ではなく届出があったことを証明する罹災届出証明書を発行できるものとする。

2 災害弔慰金、災害援護資金

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年度会町条例第35号）」の規定に基づき次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

| | |
|-----------------------|-------|
| ア その者が主として生計を維持していた場合 | 500万円 |
| イ その他の場合 | 250万円 |

(2) 災害障害見舞金の支給

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合 | 250万円 |
| イ その他の場合 | 125万円 |

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

3 生業資金等の貸付

(1) 救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

- ア 小資本で生業を営んでいた者であること。
- イ 蓄積資金を有しないこと。
- ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

次のいずれかの要件に該当する世帯とする。

(ア) 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると

認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることがこんなであると認められる世帯。

- (イ) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯。
- (ウ) 日常生活上療護又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯。

イ 借入の手続

貸付を受けようとするものは、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている）をその居住地を担当区域とする民生委員を通じ町社会福祉協議会を經由して、三重県社会福祉協議会長に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

(ア) 総合支援資金

- ・生活支援資金
- ・住宅入居費
- ・一時生活再建費

(イ) 福祉資金

- ・療養費
- ・介護等費
- ・福祉費
- ・福祉費（住宅）
- ・福祉用具購入費
- ・障がい者自動車購入費
- ・災害援護資金
- ・生業費
- ・技能習得費
- ・緊急小口資金

(ウ) 教育支援資金

- ・教育支援費
- ・就学支度費

(エ) 不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金の貸付対象にならない。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（役場に備付）に関係書類を添付して、役場を

經由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続き

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（国民生活金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、国民生活金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額。ただし、最高は、2,500,000円とする。

償還期限 3年以内

利率 年1.3%

4 被災者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法

律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、県は被災納税者に対する県税の減免を行うものとする。なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、条例の定めるところにしたがって必要な措置をするものとする。

ア 度会町分担金徴収条例（昭和56年度会町条例第16号）

イ 度会町簡易水道施設整備事業分担金徴収条例（昭和44年度会町条例第31号）

ウ 度会町税条例（昭和37年度会町条例第1号）

エ 度会町国民健康保険税条例（昭和34年度会町条例第8号）

6 公営住宅の建設及び住宅金融公庫資金の斡旋

(1) 町営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定
の早期実施が得られるよう努める。

(2) 住宅金融公庫資金の斡旋

町及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融公庫法に規定する災害復旧住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入の促進を図る。

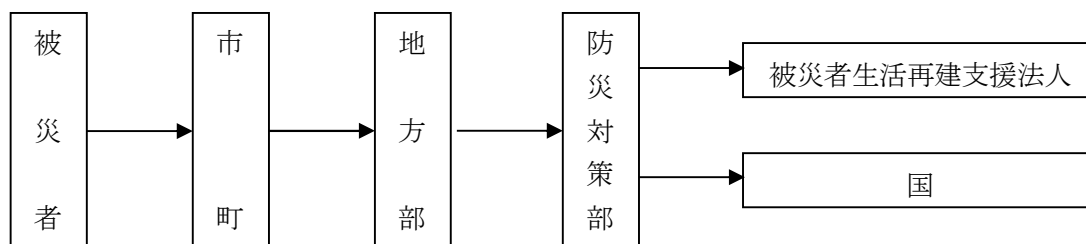
7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

第6節 被災者生活再建支援制度

第1項 基本方針

- 被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 対策

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害

- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、上記(1)から(3)までに規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害
- (6) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町の区域にかかる自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、全壊・全焼・全流失した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が次表の区分に該当する世帯が対象になる。

| 収入額 | 世帯主の年齢等 | 支給限度額 | |
|------------------|--------------------------------|-------|---------|
| | | 複数世帯 | 単数世帯 |
| 500万円以下の世帯 | 世帯主の年齢は問わない | 300万円 | 225万円 |
| 500万円超700万円以下の世帯 | 被災日において世帯主が45歳以上の世帯 又は要援護世帯 | 150万円 | 112.5万円 |
| 700万円超800万円以下の世帯 | 被災日において世帯主が60歳以上の世帯 又は要援護世帯 | 150万円 | 112.5万円 |

3 支給対象となる経費

全壊世帯等と、住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）が自立した生活を再開するための必要経費であり、その用途は次のとおりである。

(1) 全壊世帯

支給限度額が300万円の場合、ア～エに係る限度額は200万円、オ～クに係る限度額は100万円とする。なお、他の都道府県へ移転する場合の限度額はア～エそれぞれの経費に係る限度額の2分の1とする。

また、基本法に規定する避難の指示等が行われた避難世帯において避難指示解除後、従前居住していた市町に居住する世帯については、オ、キに対する経費について支給限度額を超えない範囲で70万円を限度に上乗せを認める

- ア 民間賃貸住宅の家賃、仮住まいのための経費
- イ 住宅の解体・撤去・整地費
- ウ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- エ ローン保証料、その他住宅の建て替え等に係る諸経費
- オ 通常又は特別な事情により生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- カ 自炊災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

キ 住居の移転費又は移転のための交通費

ク 住宅を賃貸する場合の礼金

(2) 大規模半壊世帯

100万円を限度とするが、他の都道府県へ移転する場合の限度額はア～エそれぞれの経費に係る限度額の2分の1とする。

ア 民間賃貸住宅の家賃、仮住まいのための経費

イ 住宅の除却・撤去・整地費

ウ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

エ ローン保証料、その他住宅の建て替え等に係る諸経費

4 支援法適用時の住民への制度の周知徹底

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、この制度について周知徹底を図る。